

平成26年第6回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成26年12月9日（火曜日）

議事日程 第1号

平成26年12月9日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について
- 日程第 5 請願・陳情文書表
- 日程第 6 議案第57号 みなかみ町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第58号 みなかみ町上毛高原駅前駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 8 議案第59号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第60号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第61号 指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）
- 議案第62号 指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）
- 議案第63号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）
- 議案第64号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」）
- 議案第65号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）
- 議案第66号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあいやすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）
- 議案第67号 指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場（猿ヶ京温泉屋内運動場））
- 議案第68号 指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場（湯宿温泉屋内運動場））
- 日程第11 議案第69号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第70号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第71号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第72号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 1. 町職員の処遇について
2. 勸奨退職制度による、早期退職者への思いについて
 - ◇ 原澤良輝 君 1. 次世代のゴミ処理施設は
2. 無料低額診療の支援対策
 - ◇ 高橋久美子君 1. まち、ひと、しごと、創生における人材確保について
2. 交通弱者支援の取り組みについて
3. 高齢者のボランティアポイント制度の推進について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋久美子君 | 2番 | 森健治君 |
| 3番 | 鈴木初夫君 | 4番 | 石坂武君 |
| 5番 | 小林洋君 | 6番 | 林誠行君 |
| 7番 | 中島信義君 | 8番 | 前田善成君 |
| 9番 | 阿部賢一君 | 10番 | 林一彦君 |
| 11番 | 山田庄一君 | 12番 | 林喜美雄君 |
| 13番 | 原澤良輝君 | 14番 | 高橋市郎君 |
| 15番 | 久保秀雄君 | 16番 | 小野章一君 |
| 17番 | 森下直君 | 18番 | 河合生博君 |

欠席議員 なし

会議録署名議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 5番 | 小林洋君 | 14番 | 高橋市郎君 |
|----|------|-----|-------|

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 高橋正次 | 書記 | 本間泉 |
| 書記 | 田村勝 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 岸良昌君 | 副町長 | 鬼頭春二君 |
| 教育長 | 牧野堯彦君 | 総務課長 | 増田伸之君 |
| 総合政策課長 | 増田和也君 | 税務課長 | 中島直之君 |
| 会計課長 | 篠田朗君 | 町民福祉課長 | 内田保君 |
| 子育て健康課長 | 上田宜実君 | 生活水道課長 | 高橋孝一君 |
| 農政課長 | 原澤志利君 | 観光課長 | 澤浦厚子君 |
| まちづくり交流課長 | 宮崎育雄君 | 地域整備課長 | 石田洋一君 |
| 教育課長 | 岡田宏一君 | 水上支所長 | 高野一男君 |
| 新治支所長 | 田村良一君 | | |

開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりお忙しいところ定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成26年第6回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

岸良昌町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成26年12月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、本日の定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、早速ご参集賜り厚く感謝申し上げます。

谷川岳連峰や三国連山も真っ白に雪化粧し、いよいよ本格的な冬の趣となっております。既に道路の除雪も始まり、我が町のスキー場も順次オープンいたしており、今シーズンも多くのスキーヤーの来町を願うところであります。

今年の農産物の生産は、秋の長雨の影響からか、米の品質は昨年比べて若干劣っていたようであります。また、果樹類は、霜や台風の被害はわずかではありましたが、長雨により一部の品種に病気の影響があったというふうに聞いているところであります。

また、秋のシーズンの観光客の入り込みであります。台風等の影響もありましたが、比較的天候に恵まれたことや、メディアの広報効果などにより、外国人観光客を含む伸びがあり、全体として昨年を上回っているという状況であります。

さて、衆議院が11月21日に解散され、12月2日には衆議院議員選挙が告示され、現在選挙の真っ最中であり。急に選挙が決まったため、選挙に関する町としての準備作業も繁忙をきわめました。投開票に支障がないよう綿密な準備を行ったところであります。

衆議院解散に先立って安倍総理は、消費税の10%への引き上げを1年半延期し、消費を下支えする経済対策を策定する方針を表明しておりますが、従来消費税の増額分は社会保障費に充てることになっており、特に子ども子育て支援経費の増額には期待していたところであり、この延期がこれら施策に及ぼす影響について政府の動向を今後とも注視する必要があると考えているところであります。

また、いわゆる地方創生についてですが、地方が元気になるよう国はまち・ひと・しごと創生本部を設置し、群馬県では群馬の未来創生本部を立ち上げ、国と地方とが総力を上

げて対策を進めようとしております。町としましても、みなかみ幸せ創生本部を11月4日に庁内に立ち上げ、みなかみ町の特徴を生かした地域のまちと仕事を創生する各種施策の練り上げを開始しております。先日の臨時会で関連予算の決定もいただきましたので、国の制度設計が示され次第、国・県へ提言できるよう総合戦略の検討に入っております。

地方創生に関してこれに加え1点報告させていただきたいと思っております。

まち・ひと・しごと創生法は、衆議院解散前日の11月20日に成立したところですが、これに先立ち17日に参議院での法制審議の参考とするため、参議院地方創生に関する特別委員会の地方公聴会が高崎で開催され、この公聴会に公述人として呼ばれました。公聴会は、特別委員会の関口委員長以下14人の委員が出席されており、4人の公述人の1人として10分間にわたり、みなかみ町の現状をご説明し、その中でどのように仕事を確保する行政努力をしておるか、さらに人を地域に定着してもらうかについても説明させていただきました。

その後7つの政党を代表した7人の委員からそれぞれ15分間の持ち時間でご質疑を受けました。創生法自体は、地方支援の方向性を示した包括的な法案であり、政党間で大きな対立点はないと理解しておりましたが、衆議院選挙が強く意識される状況となっていたためか、創生法以外に関しても国政の論点に係る質問が多く出され、緊張感を持って意見を述べさせていただく場面もございました。今後、まち・ひと・しごと創生法に基づく具体的な地方支援の施策が提示されたときには、地方公聴会で意見を述べさせていただいたという事実を活用し、各方面に働きかけていきたいと考えております。

さて、本日の議会定例会に提案いたします案件は、条例改正4件、指定管理者の指定が8件、補正予算が4件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

議長（河合生博君） 町長の挨拶が終了いたしました。

教育長挨拶

議長（河合生博君） 続きまして、教育長に再任されました牧野堯彦君より就任の挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

○教育長（牧野堯彦君） 皆さんおはようございます。

先般11月25日の臨時議会において皆様のご同意をいただき、翌26日の教育委員会で教育長を拝命いたしました牧野堯彦でございます。

これまでの仕事に続いての職務とはいえ、一つの節目として今後気持ちを新たにして教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

きょうは、12月の定例議会の貴重なお時間をいただいて、就任に当たっての考えを一

言述べさせていただきます、ご挨拶にかえさせていただきますと考えております。

「～笑顔っていいよね～ みなさんが笑顔で美しく健康でいられるそんなみなかみ町を」という言葉、ご存じ「みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言」の一節です。長寿社会を迎えて久しくなりますが、我が町でも元気な高齢の皆さんを多く見かけます。また、笑顔いっぱいのお年寄りもたくさん見かけます。今日、そして今誕生した新しい生命からお年寄りまで全ての町民が明るく健康で元気に生きられる、そして長いそれぞれの人生を楽しく豊かにそれぞれのライフステージを生きがいを持って生き切ること、何てすばらしいことでしょうか。こんなまちづくりを願い目標として、また希望として生涯学習、生涯スポーツの面から教育行政の進むべき方向性として強く迫ってまいりたいと考えております。

生きる喜びに満ちた心豊かな人々の町、そのために全ての人々に豊かな学びを、幼児から児童生徒並びに町民の皆さんの一人一人を尊重し、それぞれの人生の各時期に応じて、家庭教育、学校教育、社会教育、そして文化・スポーツ、さらには地域の貴重な歴史的、文化的資産など生かした学習などをそのための学習環境と学習機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

学びを保障し、豊かな心、高い知性、健康な体を培い、日々生きる喜びに満ちた心豊かな人々が住むまちづくりを引き続き進めてまいりたいと思っております。

そのための町民のニーズに応じた講座、あるいは講習会、講演会、また趣味の教室、体験教室、文化祭、文化財の公開、そしてスポーツ推進計画の実践、またそのきわみである町民体育祭等きわめて大切な事業として大事にしたいと考えております。

次に、学校教育につきましてであります。

価値観が多様化し、グローバル化、情報化が進み、少子高齢社会が早いテンポで進む現在、さらに過度な個人主義、人間関係の希薄化などこれからの子どもたちの進む道、変化の激しいこれからの時代は、多くの障害や多種多様な困難が予想されます。そんな社会にあっても、自らの信念、夢、目標を持って我慢強く自らの力で実現していけるたくましい力、自らの進むべき道を切り拓いていける力、まさに生きる力を身につけさせることが学校教育の大きな使命だと考えております。そのために高い学力、人の社会に生きる豊かな道徳性、健康でたくましい体力の向上に努めてまいります。そして、そのための環境整備に努力してまいりたいと思います。

一人一人の自立のための特別支援教育の一層の充実、より教育効果が期待できる小中一貫教育、連携教育の追求、郷土愛を育み、奉仕の心を育てる奉仕的活動、谷川エコツアーの実践、ユネスコエコパークの構想に通じる心の教育なども推進していきたいと考えております。

これまで行ってきました、またお力添えをいただきました中学生の海外派遣事業、小学生の奄美交流事業、中学生の子ども議会等子供たちの視野を広げる事業、グローバル化に応じる計画、これらもぜひ継続をお願いしたいと考えております。

そして、いま一つ教育の現在大きな環境整備の課題として挙げられております小中学校の適正規模、適正配置の作業に長期、短期の見通しの中で取り組んでまいりたいと考えて

おります。

将来の子供たちを見通して何が子供たちにとって幸せなことであるか、こういう視点を持って取り組んでまいりたいと現在考えております。

古くから人に心のある限り人は人によって育つ、また教育は人なりとも言われております。この教育の神髄とも言える言葉の重さを深く心に刻み、国家百年の計と言われる教育行政に当たってまいりたいと思います。

どうかこれからのみなかみ町の教育行政の方向についてご理解をいただくとともに、何かとご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、雑駁ではございますけれども、これからの教育行政方針といいますか、方向性について一言述べさせていただき、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名をいたします。

5 番 小 林 洋 君

14番 高 橋 市 郎 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月9日より19日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9日より19日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

初めに、9月27日午前11時52分、御嶽山が噴火し、人的被害では死者57名、負傷者69名の大災害となり、今なお行方不明6名が発見されず、誠に慚愧にたえない次第であります。全ての犠牲者に対しまして心から哀悼の誠を捧げ、衷心よりお見舞いを申し上げます。

9月定例会後、主な事業についてご報告を申し上げます。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力をいただきましたことを申し添えます。

9月定例会後、9月30日から10月1日には、中野区交流事業で中野区議員との交流により交流調査特別委員会に参加をしていただき、中野区議員を初め関係者の方々と懇談をして、来年以降の交流実現をしていくための話し合いを行いました。

10月2日、利根地方総合開発協会による請願・陳情を利根沼田町村長と議会議長により群馬県へ要望書を提出してまいりました。請願項目は、事故や駆除により生じた鳥獣の個体焼却処理施設の設置について、玉原道路建設推進について、一般国道291号の整備について、主要地方道沼田水上線月夜野管内歩道整備について、望郷ライン早期県道昇格について、河川整備について、県管理三桁国道及び県道の防災対策の強化について、以上、みなかみ町関連を6件含めた要望書を提出いたしました。

10月5日、谷川岳閉山式並びに、みなかみ町消防団秋季点検、10月10日、台北温泉まつり、マンゴー農家とのオーナー契約の仮調印に参加、10月19日、社会福祉協議会福祉フェスティバル、10月20日、島根県海士町に地域活性化特別委員会による視察研修、10月23日、山梨県昭和町総務常任委員会の視察受け入れ、10月27日、埼玉県三芳町議会の視察受け入れ、10月31日、みなかみ町秋季地域安全パレード、みなかみ町の3地区の農業まつりに参加、11月12日、第58回全国町村議会議長会全国大会に出席をし、石破地方創生大臣を迎え、「町村のさらなる振興発展をめざして」をテーマに大会を終了して、各県選出国會議員に要望書を提出いたしました。

11月18日には、秋田県北秋田市の視察受け入れ、11月21日には第3回利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会が開催され、平成25年度歳入歳出決算が行われ、歳入済額20億1,793万5,212円、歳出済額19億9,922万3,165円、歳入歳出差引残額1,871万2,047円のうち935万7,000円を基金繰り入れを行っております。また、沼田市選出の津久井功氏が利根沼田学校組合教育委員に任命され、同意をいたしました。同日午後1時30分より第1回みなかみ町子ども議会が開催され、町立の4校の中学生議員17名が非常に活発な一般質問を行い、町行政、議会活動について理解を深めていただきました。

11月26日には、鳥取県町村議会議長会、12月1日には、宮城県加美町議会の視察受け入れを行いました。

その他の日程等につきましては、事務局でご確認くださいようお願いを申し上げ、議長報告を終了いたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（河合生博君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告（委員会研修視察報告）についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長山田庄一君。

（産業観光常任委員長 山田庄一君登壇）

産業観光常任委員長（山田庄一君） それでは、山形県庄内町の委員会行政視察についてご報告申し上げます。

目的は、地域活性化対策の先進地視察ということで、特に移住定住の支援と空き家対策を重点に研修を行いました。

庄内町は、平成17年7月1日に旧余目町と旧立川町が合併して誕生した町で、山形県の北西部にあり、米どころ庄内平野の南東部から中央に位置し、霊峰月山を水源とする立谷沢川と最上川に沿う南北に長い地形で、庄内地方の玄関口であります。

奥山副町長の歓迎挨拶の後、情報発信課の担当職員から庄内町全般の概要説明があり、磐梯朝日国立公園の一角をなす月山や出羽丘陵、清流立谷沢川と最上川、その恩恵をあずかる平坦な圃場地帯を抱えた豊かな自然に恵まれた地域で、その資源を生かしたまちづくりが進められている。

また、余目地域は、平坦な地勢を生かした田園と花卉栽培によるストックやトルコギキョウなどの品質のよさから、米と花の産地として定着し、立川地域においては、豊かな水資源と日本海側特有の強風を利用した風力発電事業や家庭からの生ごみを回収し、堆肥を生産するなど環境に優しい取り組みが行われているとのことでした。

土地利用については、面積が249.26平方キロメートルを有し、森林が町全体の62.9%、農用地5,833ヘクタール、町全体の23.4%で、農用地、森林及び河川等の自然的な土地利用が町全体の約90%を占めており、人口は平成25年3月末現在で2万2,896人で、平成21年3月末と比べ、935人減少し、世帯数では平成25年3月末現在6,977世帯で、21年3月末に比べ87世帯増で、自然動態の出生数はやはり減少傾向で、死亡者数は増加しており、少子高齢化が進んでいることは、みなかみ町と共通の悩みでありました。ただ、社会動態では、平成24年度の転入者が494人で、18年度より4人減少したが、転出者が24年度617人で、18年度より80人減少しており、その理由として、定住促進対策事業を町の優先施策とし、子育て支援の充実や空き家利活用支援、持ち家住宅建設祝金、リフォーム祝金、若者向け優良賃貸住宅建設などの住環境整備や子育て支援の中で誕生から中学生までの支援は多くの自治体が行っているが、庄内町は高校、大学編として育英資金貸付制度として支援しており、トータルで支援する

ことが理由の一端であることと庄内町は酒田市と鶴岡市という大きな市に囲まれ、高規格道路の充実で働く場所が15分通勤圏内にあり、大きな市ではなかなか実施できない支援施策の充実も定住促進の大きな理由であるかという分析でした。

参加委員からは、財源のことを心配する質問が出され、県の支援事業や民間の資金活用、東北電力の町所有株の配当金等に町の資金を支出して事業化しているとの話でした。また、商工会の振興に関して、青年部の会員が2倍ぐらいにふえたが、その要因はに対し、商工会青年部には、活性化に向けた施策、育成補助金や町の商工観光課と商工会の事務スペースを同じ場所にして常に一緒に動いているので、若い人の意見を吸い上げることができているなどを積極的に考えているとのことでした。

移住定住支援策は、人口減に悩む多くの自治体に取り組んでいる施策の一つで、その中身については、みなかみ町も含めて大きな違いはないと思います。この施策一つで大きな人口増につながることはないと思いますが、補助事業が結果として移住定住の背中を押したというような魅力のあるまちづくりを心がけることが今後の町の存続につながると思います。最後に奥山副町長が話した私と原田町長は民間出身でいいと思ったことはすぐやるとい、いけいけどんどんタイプで、職員も議会の皆さんも大変だと思います。議会で否決されたことも数回ありましたが、やらないで後悔するよりやった結果で判断するほうがよしという気概で町政を考えています。首都圏のアクセス環境や持っている地域資源を考えたとき、みなかみ町さんはさまざまな取り組みが考えられ、移住定住につながる施策もあると思います。ぜひ頑張ってくださいという言葉に見送られ、視察先を後にしました。

以上、委員長報告とします。

議長（河合生博君） 以上で産業観光常任委員長山田庄一君の委員長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会委員長中島信義君の報告をお願いいたします。

中島君。

（議会だより編集特別委員長 中島信義君登壇）

議会だより編集特別委員長（中島信義君） これより議会だより編集特別委員会の活動及び視察研修についてご報告申し上げます。

本年5月より新委員会のメンバーで議会だより編集の任をあずかりました。議員改選が行われたため、6月に議会だより臨時号を発刊し、そして8月1日と11月1日に通常期の議会だよりを発刊いたしております。

内容についてさまざまな観点から協議を重ね、新たな取り組みやレイアウト、読者目線での見やすい紙面づくりを進めてまいりました。移住定住のシリーズもその一つであります。

一つの紙面にして町民にとって知りたいこと、知らせてほしいことは何かを常に考え、一つの紙面にしてまいりましたが、町民読者から褒められる、あるいは批判されることはほとんどなく、よく考えてみれば一方的な報告でしかなかったかもしれません。それが現状であります。

我々委員会も冊子づくりは素人であります。町民に見てもらえる、読んでいただける議会報を目指し、1冊ごとの編集作業は、5回ないし6回の委員会を重ねております。

また、全国研修会、そして県内研修会に参加させていただき、編集の知識を数多く取り入れていく、そんな観点から新たな考えを出し、協議をして大きくリニューアルしなければならぬと委員会の自由な協議の中で提案されました。独自の研修を考えたらとのことになり、議会だより編集特別委員会での視察研修を取り入れて行ってまいりました。

視察研修として、シリーズとしている移住定住、先ほど産観委員長が委員長報告されました移住定住、これについても議会だより編集特別委員会で見学しようということになりましたので、移住定住、そして古民家を再生活用している新潟県十日町市の視察並びに全国議会広報研修会でたびたび最優秀、優秀の評価を紹介されている山梨県昭和町の議会の訪問研修を計画し、議長の許可をいただきまして11月4日と5日に視察研修をいたしました。

11月4日は、新潟県十日町市竹所という場所ですが、古民家の再生に力を注いでいる方を訪ね、説明をいただいた後、現地を視察してまいりました。この方はドイツ人ですが、日本の古民家の価値に興味を發し、この地に移住されております。この古民家そのまま廃墟にするにはもったいない、古民家は宝石の原石ですよという言葉まで言われました。再生した古民家を見た当委員会のメンバーも感心、感動して見入っていました。この地も最盛期には40戸ほどあった集落ですが、過疎化が進み、8戸までになったとのこと、その減少したところの古民家を再生し、現在古民家を9軒再生し、移住者や定住者をふやすことにも一助されておりました。現在の計画は進行中とのことであります。

官の力はできるだけ頼らず、民の協力隊で進めること、そして、日本でも有数の4メートルにもなる豪雪地帯であるにもかかわらず、雪は障害にならないと言っていました。そんな強い前向きな意気込みを感じて、1日目の視察研修を終了いたしました。

2日目は、山梨県昭和町の議会広報編集特別委員会を訪問、石原委員長より歓迎の言葉をいただいた後、ほか5人の委員と女性事務局員1名と忌憚のない率直かつ建設的な意見交換をしてまいりました。

昭和町は、人口がふえている、また高齢化率も20%であるとのことであります。そして、各委員会での質疑内容を載せ、あるいは地区と議会とで井戸端会議を開催、その質疑内容もしっかり載せているなどであります。

当みなかみ町は、議会本会議及び委員会活動を主に編集していますが、昭和町は委員会を重視した議会だよりであるとのことであります。その違いはありますが、厳しい指摘もありました。全国最優秀の評価がなされている町でもあり、視察先としたのもその努力と経緯があったからこそであります。

予定した時間をオーバーしてまでも真剣な意見交換をいたしました。直接他町村の議会広報委員会の方々の話が聞けたのは、大きな成果があったと自負いたします。

本町議会だより編集特別委員会も今回の視察研修の意義をしっかり受けとめ、今後の議会報の改革につなげたいと思います。まだまだ未熟ではありますが、頑張りたいと思います。

以上、お伝えして議会だより編集特別委員会の委員長報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で議会だより編集特別委員会委員長中島信義君の委員長報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（河合生博君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

日程第6 議案第57号 みなかみ町防災会議条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第6、議案第57号、みなかみ町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

みなかみ町防災会議条例については、平成17年のみなかみ町新設時、当時の災害対策基本法の規定に基づき整備した条例であります。災害対策基本法の一部を改正する法律により防災会議の所掌事務及び委員構成等を見直す必要が生じたことにより、今回改正しようとするものであります。

改正の主な内容としては、これまで災害の情報収集にとどまっていた所掌事務を防災に関する重要事項の審議及び町長への意見とし、さらに委員構成で曖昧であった部分を西消防署長、北消防署長及び自主防災組織を構成する者または学識経験のある者としたことなど、これに伴い構成員数も30人以内から40人以内と増員するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 みなかみ町上毛高原駅前駐車場の設置及び管理に関する条例について

議長（河合生博君） 日程第7、議案第58号、みなかみ町上毛高原駅前駐車場の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第58号、みなかみ町上毛高原駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この上毛高原駅前駐車場は、駅周辺の交通の円滑化及び新幹線利用による通勤通学及び観光センター等の利用者の利便性の向上を目的として、年内に供用開始する予定で整備工事を進めているところであります。

本駐車場は、昭和57年11月に上毛高原駅が開業されて以来、駅前広場の一部として一般車両の一時的な使用のために設置され、群馬県が管理を行ってきたところであります。しかしながら、ご承知のとおり駅を利用する送迎車が駐車できるスペースがなく、多くの苦情が寄せられているのが現状でございます。群馬デスティネーションキャンペーンに伴う駅周辺整備の一環として、駅広については、平成22年度に町道整備にあわせ駐車車両の排除が実施されました。駅前広場管理については、平成25年3月28日に群馬県から町へ移管していただき、このたび駐車場として整備を行うものであります。

駐車場は、有料のコインパーキング形式として管理することとし、入庫から2時間までは無料、以降1時間ごとに100円を課金し、24時間の上限を1,000円とし、24時間を超える場合、24時間ごと1,000円となりますが、24時間に満たない時間は、1時間ごとに100円が課金されることとなります。

施行期日につきましては、降雪等で供用がとれる場合を想定しておりまして、規則で定める日から施行するとさせていただきたく思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第58号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町上毛高原駅前駐車場の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町上毛高原駅前駐車場の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第59号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第8、議案第59号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたこと等により、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例において引用している法律名等を改正する必要性が生じたために当該条例を改正しようとするものであります。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第59号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

これより議案第59号について討論に入ります。

まず原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第9、議案第60号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第60号についてご説明申し上げます。

健康保険法施行令が改正され、みなかみ町国民健康保険条例を改正しようとするものでありまして、内容といたしましては、出産育児一時金の支給額を40万円から4,000円引き上げ40万4,000円に、保険者が定める加算額の上限を2万から4,000円引き下げ、1万6,000円に改正し、総額42万円を確保しようとするものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第60号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより議案第60号について討論に入ります。

まず原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第10 議案第61号 指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)
議案第62号 指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)
議案第63号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館)
議案第64号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」)
議案第65号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設)
議案第66号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあいやすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」)
議案第67号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場(猿ヶ京温泉屋内運動場))
議案第68号 指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場(湯宿温泉屋内運動場))

議長(河合生博君) 日程第10、議案第61号、指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)から議案第68号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場(湯宿温泉屋内運動場))についてまで、以上8件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第61号から議案第68号まで、指定管理者の指定について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第61号、みなかみ町公衆浴場(いこいの湯)についてご説明申し上げます。

みなかみ町公衆浴場(いこいの湯)につきましては、平成5年に住民の健康と福祉の向上及び親睦を図る目的で設置された施設であります。平成18年9月から指定管理者制度の導入により猿ヶ京区が管理しており、施設規模が小さいこと、利用者の多くが地元住民であること、また収益性が低いことから、特例指定として引き続き猿ヶ京区を指定しようとするものであります。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間と考えております。

指定管理料につきましては、現状と同様しないことと考えております。

次に、議案第62号、みなかみ町健康福祉施設（湯テルメ・谷川）についてご説明を申し上げます。

湯テルメ・谷川は、現在株式会社水の故郷が指定管理者として運営を行っております。水の故郷については、ほかにも道の駅「水紀行館」、奈良保ダムサービスセンター、湯原町営駐車場といった施設もあわせて指定管理者として運営を行っており、これらを一体的に運営することで成り立っている状況があります。近年、集客数を伸ばしております水紀行館との連携や、土地柄を生かしたさまざまな企画が生まれるなどの期待も持てることから、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

これらの施設についても同様に、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を指定期間とし、指定管理料につきましても、現状と同様しないことと考えております。

次に、議案第63号、みなかみ町ふれあい交流館についてご説明申し上げます。

この施設は、旧水上町商工会が空き店舗対策事業として整備したふれあい茶屋が起源となっており、平成15年の建築の際に入浴施設を設け、地域住民と都市住民の交流促進を図ることを目的に設置されたものであります。現在の指定管理者であるみなかみ町商工会は、地元マッサージ組合との連携による出張マッサージサービスや週末には地元商店との協働による屋台販売や物品販売を開催するなど商工会という組織を生かしたユニークな企画を取り入れるなど工夫を凝らした集客に努めております。これらのことから引き続きみなかみ町商工会を指定管理者として指定するのであります。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間と考えております。

指定管理料につきましては、水道光熱費等を勘案して、年間400万円としております。

次に、議案第64号、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」と議案第65号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設についてご説明申し上げます。

満天星の湯は、猿ヶ京温泉の地域活性化を図るために設立され、株式会社猿ヶ京温泉夢未来が運営を継続してきております。平成22年には年々減少する利用者数や売り上げに対する方策として大幅な職員の削減を断行するなど経営改革に努めてきた経緯がございます。その成果が徐々にあらわれ始めているとともに、広報活動やイベントや企画への積極的な取り組み、さらには群馬地産地消推進店の認定を受けるなど、地域を引っ張る核としての存在となっております。

また、猿ヶ京温泉給湯施設についても、平成24年度から良好に管理運営を行っており、あわせて指定管理者とすることで事業者としてのメリットを生かした管理運営が行えることを期待しております。

これらのことから、猿ヶ京温泉の活性化に向けて引き続き施設を運営していくことが適切と思われ、引き続き株式会社猿ヶ京温泉夢未来を指定管理者として指定するものであります。

指定期間につきましては、いずれも平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を考えております。

指定管理料につきましては、満天星の湯については、文化施設である三国館の管理指定料として年間500万円、猿ヶ京温泉給湯施設については、支出なしと考えております。

次に、議案第66号、みなかみ町ふれあいやすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」についてご説明申し上げます。

風和の湯は、やすらぎ温泉地整備事業により平成13年の開設以来、地元の上牧温泉旅館協同組合が運営してきております。水道光熱費等のコスト増や施設の老朽化が目立ってきておりますが、単に利益を追及するだけでなく、地域住民との関係、地域の活性化、高齢者福祉の向上など数字にあらわれない部分の運営にも力を入れており、地元組合だからこそできる運営形態となっております。これらのことから、引き続き上牧温泉旅館協同組合を指定管理者として指定するものであります。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を考えております。

また、指定管理料につきましては、現状と同様、支出しないことと考えております。

次に、議案第67号、みなかみ町新治屋内運動場（猿ヶ京温泉屋内運動場）と議案第68号、みなかみ町新治屋内運動場（湯宿温泉屋内運動場）についてご説明申し上げます。

猿ヶ京温泉屋内運動場は、猿ヶ京温泉民宿組合、湯宿温泉屋内運動場については、みなかみ町ゲートボール協会新治地区により、指定管理制度導入時からそれぞれ良好に管理されております。地元の施設を地元の団体が管理することでニーズに合った管理が期待できるものであり、引き続き指定管理者として指定するものであります。

指定期間につきましては、いずれの施設も平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を考えております。

また、指定管理料につきましては、猿ヶ京温泉屋内運動場は37万1,000円、湯宿温泉屋内運動場については13万1,000円としております。

以上、指定管理者の指定につきましてご説明申し上げましたが、指定管理者の選定につきましては、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会での検討結果を踏まえ、今回提案させていただいたものであり、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第62号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第63号について質疑ありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） みなかみにあるふれあい交流館については、議会の中でもいろいろ議論をされてきました。一つは、地代の関係についていろいろな議論をしてきたと思います。そし

て、温泉検討委員会ですか、そういうものの中でも議論がされていると思います。その辺の経過と今回のこの指定管理するかかわりについてご説明いただければと思います。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 久保議員の質問にお答えします。

温泉の検討委員会では、土地の賃貸借の料金が高過ぎると、それから温泉の使用料が高いのではないかということが出されました。そのことについて権利者と協議をして、なるべく安くするような方向で協議をなささいというようなことがなされております。それに基づきまして、担当課であるまちづくり交流課のほうでも権利者にコンタクトをとったところでございますが、なかなか思うように進まないというのが現状でございます。そのことも踏まえて、当面指定管理という方法で今までどおり商工会に指定管理をお願いするというようなことが検討委員会のほう、指定管理の選定委員会のほうでも意見が出されております。したがって、引き続きまして権利者と協議を料金について軽減してもらような協議を担当課としても続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第64号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

次に、議案第65号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 猿ヶ京温泉の給湯施設は、事業料とすると3,000万円ぐらいの規模があると思うんですけども、これの使用料とかそういうものを徴収するというふうな議論というのはなかったのでしょうか。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） 原澤議員の質問にお答えいたします。

指定管理者として給湯の関係については、使用料は徴収しております。

以上です。

議長（河合生博君） 原澤君。

13番（原澤良輝君） 指定管理者に予定しているところが使用料取っているのはわかっているんですけども、その使用料を取ったところから町のほうに納付させるという方法があると思うんですけども、その検討はなかったのかということです。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） お答えいたします。

それにつきましては、今のところ検討はされておられません。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第67号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより議案第61号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第61号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 議案第62号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第62号、指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第63号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第63号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号、指定管理者の指定について、みなかみ町ふれあい交流館については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第64号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第64号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第65号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第66号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第66号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあいやすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあいやすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第67号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第67号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場（猿ヶ京温泉屋内運動場））についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場（猿ヶ京温泉屋内運動場））については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第68号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第68号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場(湯宿温泉屋内運動場))についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場(湯宿温泉屋内運動場))については、原案のとおり可決されました。

- 日程第11 議案第69号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
 議案第70号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 議案第71号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
 議案第72号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について

議長(河合生博君) 日程第11、議案第69号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから、議案第72号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第69号から72号まで一括してご説明申し上げます。

議案第69号について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,024万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億7,333万2,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款総務費、1項総務管理費2,153万2,000円の増額は、スポーツ健康まちづくり推進事業1,270万円等であります。

3款民生費、2項児童福祉費では、児童手当支給事業860万円が主なものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、予防接種法改正により乳幼児等提起予防接種事業420万5,000円及び肺炎球菌予防接種費用助成事業771万6,000円の増額が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費では、小規模農業生産基盤保全整備事業1,318万円

の増額が主なものであります。

2項林業費は、里地・里山保全整備事業2,000万円の増額が主なものです。

7款商工費、1項商工費は、住宅新築改修等補助金交付事業500万円の増額が主なものです。

8款土木費、2項道路橋梁費は、三峰トンネル維持管理事業1,000万円の減額及び町道布施須川線改良事業2,500万円の増額が主なものであります。

4項都市計画費4,000万円の減額は、町道真政悪戸線整備事業であります。

9款消防費、1項消防費は、防災行政無線維持管理事業2,856万4,000円の増額が主なものであります。

10款教育費、4項高等学校費3,400万円の減額は、利根沼田学校組合(利根商)地方交付税交付事業であります。

6項社会教育費では、後閑集会施設整備事業2,000万円及び名胡桃城址保存整備事業413万6,000円の増額が主なものであります。

12款公債費、1項公債費は、地方債元金償還事業2,500万円及び地方債利子償還事業1,500万円の減額であります。

財源となる歳入補正の主な内訳ですが、国庫支出金1,375万4,000円の増額は、児童手当負担金621万2,000円、社会保障税番号制度システム整備費補助金694万4,000円が主なものであります。

県支出金2,794万7,000円の増額は、ぐんま緑の県民基金事業補助金1,930万円が主なものであります。

繰入金は、財政町政基金繰入金1,722万5,000円の増額が主なものであります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

次に、議案第70号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,152万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,800万9,000円とするものです。

歳出補正につきましては、1款総務費37万8,000円の増額は、70歳以上保険者の軽減特例措置の段階的廃止に伴うデータベースシステム改修委託料であります。

2款保険給付費1,002万6,000円の増額は、退職被保険者に係る療養給付費であります。

8款保健事業112万2,000円の増額は、人間ドッグ検診費助成金です。

財源となる歳入補正につきましては、3款療養給付費交付金1,200万6,000円の増額は、退職被保険者等療養給付費の増額に伴うものであります。

9款繰越金150万円の増額は、前年度余剰金の一部であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第71号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,879万4,000円とするものです。

歳出補正の主なものにつきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費214万1,

000円の増額は、公共下水道建設事業費及び維持管理費の増額であります。

財源となる歳入補正の主なものにつきましては、7款町債300万円の増額は、下水道債です。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第72号についてご説明申し上げます。

収益的支出は429万9,000円を増額し、総額4億3,398万2,000円とするのです。

主なものとして、2款簡易水道事業費用では、施設の落雷被害修繕費の増額であります。

資本的収入は631万8,000円を増額し、総額4億1,663万4,000円とするものであります。

主なものは、1款上水道事業資本的収入で、県道渋川下新田線道路改良事業に伴う主要水道管移設工事負担金の増額であります。

資本的支出は1,911万8,000円増額し、総額5億5,443万4,000円とするもので、主なものは、1款上水道事業、資本的支出、1項建設改良費で、県道渋川下新田線道路改良事業に伴う支障水道管移設工事費の増額であります。

2款簡易水道事業資本的支出、1項建設改良費で主なものは、東部簡易水道ろ過砂交換工事、湯桧曾簡易水道急速ろ過機補修工事の増額であります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第69号から第72号までよろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第72号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第72号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの質疑以降につきましては、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

議長（河合生博君） 暫時休憩いたします。再開を10時35分より再開いたします。

（10時16分 休憩）

（10時35分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第12 一般質問

通告順序 1 4 番 石 坂 武 1. 町職員の処遇について
2. 勸奨退職制度による、早期退職者への思いについて

議 長（河合生博君） 日程第12、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は3名の質問を順次許可いたします。

4番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） 議長の許可をいただきましたので、4番石坂、一般質問をさせていただきます。

今回は2問質問させていただきます。

初めに、町職員の処遇についてということでお伺いいたします。

町村合併後既に10年目に入っている現状において、行財政改革調査会の答申を受け、行財政改革行動指針が策定され、平成27年度までに財政規模を100億円、職員数を240名とする方向性が示されました。

今回は職員の処遇という質問でありますので、財政面については、後日触れさせていただくということにいたしまして、合併当初約400名の職員が現在は私の把握では270名弱と把握しておりますが、職員減の状況下異動や人員配置にも大変な苦労があると思えます。職員の異動、昇格等の処遇について、今後どのように考えた中で対応していくか、見解をまず伺います。

議 長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ご指摘どおりみなかみ町につきましては、平成17年10月に行財政基盤の強化を図り、地域の特性を生かした夢のあるまちづくりを目指すということで、合併新設されたわけがございます。当時の財政状況は、予想以上に厳しく、行財政改革は待ったなしの状況であったということです。このため平成18年度より人件費の削減や各種団体補助金の一律カットを行うなどさまざまな歳出削減に努めてきたのはご存じのとおりです。また、平成19年11月には、今ご指摘の行財政改革行動指針これを策定しております。この指針については、財政規模100億、職員数240というものを目標とすると明示してございます。歳出構造、あるいは組織構造の改革を進める方針を示してあります。

この指針のもと、歳出削減、あるいは事務事業や組織機構、定員管理の適正化等に取り組んできたところであります。

みなかみ町新設当時385人という数字になりますが、この職員が勸奨退職へ協力いただくというようなことで、ことしの4月1日時点では、今お話がありましたように、261名となっております。この間124名の減少であります。

さらに、平成20年度から行財政評価制度を導入し、施策や事務事業を検証、評価しな

がら行政運営の改革、あるいは運営の改善に反映させてきているところでもあります。具体的には評価結果に基づいた枠配分予算編成も実施しているところでもあります。

いずれにしても、限られた行政資源を効果的、効率的に活用していくことが何よりも必要であるということについては、ご指摘のとおりでございます。

ただいまお話のありました職員の給与、労働条件等でございますけれども、これにつきましては、基本的に国の制度や法令に準拠し、実施していくということでございますし、職員の給与や昇格の基準については、条例を設定し、それに基づき決定されております。

平成18年度において抜本的な給与構造の改革が行われ、この時点で6級制へと移行しております。職名の大幅な変更、改正も行われました。行政改革の中で従来の係制から職員が協働して連携しながら業務をするという体制の確立のためにグループ制も導入したところでございます。あわせて職の制度についても見直されております。そして、この間必要に応じ、課や事務の分掌の統合、あるいは整理というものを実施してきております。そのたびごとに職員は大変努力して、新しい職務分掌、あるいは組織体制に対応してきていただいているというのが実態、あるいはご存じのとおりだと思います。

今、何点か御質問あった中で、人事どう持っていくのかというところに話を持っていきたいと思いますが、職員の異動、あるいは昇格等の処遇についてでございますけれども、当然人事として総合的な判断のもとで実施するという事に尽きますけれども、基本的には適材適所の配置、これか前提でございます。しかし、所属勤続年数であるとか、町の職員としてさまざまな部門や業務を経験するという事も重要でございます。これらにも配慮しているところでございます。

少数精鋭の中で効率的な行政運営を行うためには、職員一人一人の能力が高いということは必須であります。このため特に平成21年5月に人材育成基本方針を作成し、職員の意識改革であるとか、あるいは職員の育成に力を入れてくるということをやってきたところでございます。具体的には公的機関が多いんですけれども、国の段階であるとか、県の段階であるさまざまな研修に積極的に参加してもらうこと、あるいは講師を招いて研修を行うこと、それ以外の個人ベースでの能力の向上についても努力してもらうよう指示しているというか、進めているところでもあります。

まず、人員配置の件についても、今申し上げたような職員の資質向上を図ることにより組織の内容がより効果的になってくるといふふうに考えております。

法律との関係でいいますと、地方公務員法の一部を改正する法律がことしの5月に公布されているところです。概要でございますけれども、地方公務員については、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るそれらの措置を講ずることが書かれております。職員の昇任をはじめとする任用の際の能力実証の手段として、人事評価制度を積極的に活用するということが法律には明記されているところでもあります。

みなかみ町においても、業績評価と能力評価による人事評価制度を平成24年より導入し、ことしで3年目となっております。今後とも人事評価結果を人事管理の基礎として任用等に活用できるよう、といたしまして、そこに持っていくためにはやはり制度を十分成

熟させるということが必要だというふうに考えております。短兵急に適用するということではなく、その方向で十分に人事評価、あるいはそういうものが制度熟成し、職員としても、あるいは人事権者側としても理解できる形の中で活用していくということが必要だろうというふうに思っております。

そして、一番最初からお話ししてまいりました今後とも職員の減少については、さらに減少していくという中で、組織についても逐次再編整備、これは当然必要なことだろうというふうに思っております。

内容深いご質問でございますので、今の答弁によりまして最初の答弁とさせていただきます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 各種改革に向けての取り組みについては、敬意を表したいと思います。

それと、これから細かな質問ということに入っていきますので、町長が今回答していただいた部分にまた再度触れるというようなこともあると思いますけれども、それにつきましてあらかじめご了解を願いたいと思います。

そこでまず最初に、合併当初の職員数と今触れておりましたけれども、現在の職員数ということで把握をさせていただきました。おおよそ3分の1の減ということになるのかとそういうふうに思っております。そこで、ご夫婦で勤務している職員は何組になりますでしょうか、教えていただきたいと思います。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 現在同一世帯で勤務している方が14組ございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 旧町村別の数字がわかればそれも教えていただきたいと思います。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） こちのほうで5組、4組、5組、14組、そういうことで把握しておるんですが、月夜野、水上地区が各5組で新治地区が4組、それでよろしいでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 申しわけありません。そのとおりでございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） その中で管理職は何人いますでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 管理職はいません。ただし、一応5級以上が管理職相当職ということで、

S Lがございます。人数については後ほどお答えしたいと思います。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 管理職が1人もいないということですが、私個人としては能力が各夫婦の職員が劣っているとは思えません。それについては、管理職に登用していない何か理由があるのでしょうか。または採用試験時にそういった内容の説明があるのか、あるいは組合との合意がなされた中での対応なのか、先ほど町長が回答しました評価制度等を重視した中で公平にやっているということと若干異なるかと思いますが、その辺についてお伺いします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 一応決めはございません。総合的に判断した中でたまたま管理職がないということでございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） それはちょっと無理があるかと私自身は回答に納得できないんですが、そういったことが仮にあるとすれば、恋愛の自由をも奪いかねないとそういったこともあるんじゃないかと、また先ほどの町長がお話になられたとおり、地方公務員法の第3章に職員に適用される基準、第1節通則第13条平等取り扱いの原則、あるいは第14条情勢適応の原則及び第2節任用の根本基準にも抵触しかねないと思いますが、決まりがない以上、その点に問題があると思いますが、どうでしょうか、見解を伺います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま石坂議員のご質問は、人事の原則最初に申し上げ、適材適所、あるいは適正な時期の適正な異動ということをお願いしました。そのことと14名の同一家計で2人町役場職員である場合について個別に見ると管理職になっていないと、これはどうしてだというご質問だと思います。これについて次にご質問いただくというふうに思っておりましたので、今述べておりませんでしたけれども、平成17年の合併時の財政状況非常に厳しかったということがあって、そして、行政基盤を強化して進めていかなければいけないと、つまり平成17年のみなかみ町新設時の財政状況、ご存じのとおり経常収支比率が100を超えている状況にあったと、この状況下で先ほどもちょっと申しましたけれども、18年度から各種団体の補助金を大幅に削減し、給与についても期末手当、管理職手当などの削減がなされたということでございます。その上で19年の予算編成においてその時点の地方税交付税という問題もありましたけれども、収入がなくて物件費、あるいは補助費等がそれ以上削減できないという状況の中で、やむを得ず人件費の削減を計画以上に進めるとそういう議論があったということについては、石坂議員もご存じのとおりだろうと思います。

そして、先ほどお答えいたしました行財政改革の検討がなされまして、240名体制を目指して取り組むということが示されました。そしてその240名というものについては、

定年退職補充というだけでは達成できないという数字でございましたので、なるべく早い時期に目標数値人員としては近づけて、そのことによって人件費の負担を少なくするというところで、早期退職実施要綱これに基づいて、早期勧奨退職をお願いしてきたというところでございます。25年以上勤務しかつ58歳になった方、あるいは同一世帯の者が両者とも25年以上勤務した者、これについては特別に協力をお願いしてきたというのがこの間の経緯でございます。しかし、ご存じのとおり勧奨退職というものは強制するものではなくて、個人の申し出すなわちご協力によって初めて成り立つものでございます。25年以上勤務され、58歳到達年度の末に勧奨退職していただいたという形の方は100%に近い形でご協力、あるいは勧奨退職を受け入れていただいたというのがこの間の事実でございます。今申し上げた点にこの間の新設時の385名から現在261名になっていると、しかし前倒し的に平成19年、20年に大変多くの方が勧奨退職を受けていただいたということのようになっております。

余分なことを言いますと、つい先般の公聴会の際に我がみなかみ町400名弱の新設時の現在261名だと、3分の1職員数が減っているということについて、その場にいらっしゃった14人の参議院議員のほうからそうかいという感嘆に近い声が上がりましたが、全国的に見てもすなわち合併市町村というのは、合理的な人員配置により職員数を下げるとというのが一つの目的にありますので、全国的には大変合併市町村多いわけですが、ここまですんでいる市町村はなかなかないと、これについて今申し上げたようなことで、大変先輩方にご協力いただいたというのが現在の人員数であり、このことにより効率的合理的な財政ができていくという根拠だろうと思っています。

そういう方々に対する感謝の気持ち、このことがベースにあるということについては、事実だろうと思っています。しかし、そのことが個別の方がなぜ管理職になっていないのかということとは直接結びついていないと思います。これは人事の原則で先ほど申し上げ、そして総務課長が答弁したとおりでございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 先ほど私が質問しました採用試験時にそういった説明がなされたり、組合との合意がなされたりということがありますかということについてまだ回答がありません。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 組合等の合意はなされておられません。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 反面、職員1人に対して2人で働いているのだから、そういった部分については当然との声も一部には聞きます。だがしかし、気持ちはわかるんですが、法的には大いに問題ということを指摘しておきたいと思います。一考を願えればと思います。

次に、異動について、元夫婦の方や義兄弟の方が同じ課に所属していると思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 同じ課に所属しているのではないと思っています。ちょっと勉強不足ですみません。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） それについては、現実名前は申し上げませんが、おりますので、ぜひ調べていただきたいと思います。それでまた知らないということであるとまたこれ異動はどういった根拠でやっているのかというようなことも問題になってきますので、ぜひ是正、対応をお願いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど申し上げましたように人材配置については、適材適所これで進めております。今、議員からご指摘のように非常に役場職員に縁戚関係の方がいらっしゃるとかそういうことはあるかと思えます。ですから、今の総務課長の話のように、人事異動をするときに、あるいはそれぞれの所属配置するときにそういうことがないようにということは一面では意識しますが、全てそのことによって適材適所なり、適切な人事異動というものを妨げるものではないと思っています。非常に血縁であるとか、あるいはご夫婦であるとかというのが同じ課にたまる傾向があるということであれば問題ですけれども、そういうことはないと思っておりますし、たまたま一、二例事例があるのかどうか、これについては十分チェックしますが、かといってそういう配置が全くゼロにするように動かすということもまたほかの問題が出てくるのかと思えます。

今、ご指摘の話はそのとおりだと思いますので、そういう要因についても配慮しながら人事異動、あるいは配置は考えているけれども、場合によっては生ずることもあるというふうにご理解いただきたいと思えます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 配慮願いたいと思います。

次に、職員配置数については先ほど来出ておりますとおり、合併当初より約3分の1の職員が減ったということになります。水上支所においては、合併当初約40名の正職員がいたのが現在12名というようなことで把握しております。新治支所においても同じような状況にあるんだと思えます。

そこで、今後冬場を迎え、支所長と除雪センター長が兼務というような大変な心配な面もあるわけです。その辺の部分についてどうお考えでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 出先機関、わかりやすく言うと新治支所と水上支所をどうするんだという話については、この間随分言われております。それぞれの地域においてはなるべく多くの人を支所に置いてほしいと、ただし全体として運営していくときに1カ所で判断するということも必要だろうと、そして住民に近いところでサービスをしなければいかん行政事務が

ある、これもそのとおりでございます。そのバランスをとりながらやる中で、この間考えておりますのは、今支所の人数もありました。例えば除雪センターを水上支所に置き、獣害対策センターを新治支所に置くといったようなことで、短い時間に現場に行かなければいけない、それは所掌事務を問わずといった割と緊急的な対応の行政サービスがありますので、それらに配慮しながらやってきているというのが実態でございます。しかし、さらに総合的な行政運営に当たるためには、支所のあり方これについては今後この間も検討してきておりますし、行政サービスを落とさない方法を考えながら地域の方々の理解を得てさらに進めていく必要があるということについては、考えているところです。緊急的に現場に人がいなければいかんということはそのとおりですので、それは配慮してきたつもりでございます。

今、個別にご指摘のありました支所長とセンター長が兼務はおかしいというふうに思っておりますので、そういう配置をしてみたいと思います。除雪の期間において除雪の責任者になってもらうということと、あわせて支所業務の管理者であるということについて矛盾があると思っておりますので、今形式的であれその2つが重なっているのは非常におかしいというご指摘のようですから、それについてはそれが地域の方々の総意であればそういう対応というのをしていかないと誤解を招くというふうに思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ことしの2月の豪雪のときなんかを見ますと、非常に除雪センターの長という立場の中で出て行かれたり、指示を出したりということがあるんであろうと、また地域住民からもそういう声があるということだけは話をさせていただきたいと思います。

それとあと、異動について、もう合併10年目を迎えている現状において、職員においては4回も5回も異動している者がいると、ある反面、一度もしていない職員がいたり、そういったことの中の完全にバランスをとれということではありませんが、その辺の部分についてはどうお考えでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 個別に見ると今議員のご指摘のようなことがあるんだろうと思っております。

原則私は最初に申し上げたつもりです。適正な期間で異動してもらうということは、当然のことだと思っております。逆に言うと同じ勤務地に長くなるということについては、諸般の配慮が入っていることのほうが多いだろうと私は思っております。これについて全く均一にすることでもこれ難しいと思っておりますが、今ご指摘のように10年間場所が動いていないと、専門職的な部分ではあり得ると思っておりますけれども、原則的にはないようしていきたいと思っております。具体的なものにつきましては、実際の配置のときに人事の中で考えさせていただきます。

また、個別にこういう事例があるということについては、この議場という席ではなくて、教えていただければ適切な時期に改善をするということについては、当然考えていきたいと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4番(石坂 武君) 今回の点については、この場ということではなく、後日お話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、当町を含めまして、沼田市、片品村、川場村、昭和村の高卒、大卒それぞれの初任給とわたりの年数についてわかりましたら教えてください。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 石坂議員の質問ですけれども、沼田市におきましては、大卒がこれは公表されておるものございまして、25年4月1日現在ですが、沼田市においては17万2,200円、高卒では14万100円、片品村につきましては、大学卒が17万2,200円、高卒につきましても14万100円、それと川場村でございますが、大卒については16万1,600円、高卒につきましては同じく14万100円、昭和村につきましては、大卒17万2,200円、高卒につきましては14万100円です。みなかみ町につきましては、大卒につきましては16万4,300円、高卒につきましては14万100円でございます。

次に、あたりですね、わたりの関係につきましては、それぞれ級別のあたりもでしょうか。

(「別に後であっても構わないですよ。数字持ってなければ」の声あり)

総務課長(増田伸之君) 数字は持っているんですけれども、全部説明します。

それでは、あたりといいますか、級別昇格基準表です。要は在級年数で次のほうにわたれるということでございまして、みなかみ町につきましては、2級については在級4年、3級については在級7年、4級については在級7年ということで、それ以上の者については、一般職で4級まではその在級で勤務年数と職務良行である場合は、その在級があれば昇格できるということでございます。高卒については、2級については8年、3級については7年、4級については7年でございます。

沼田市でございますが、沼田市について、大学卒でございますが、これについて2級については3年、3級については4年ということで、4級以上については別に定めるということなんですけれども、これについては資料がございませんので、お答えできません。高卒の場合を先ほど言い忘れましたが、沼田市については2級が8年、3級が4年、それで4級以上については別に定めるということでございます。

片品村につきましては、大学卒について、2級については3年、3級については4年、4級については4年ということでございます。高卒については、2級については8年、3級については4年、4級については4年でございます。

次に、川場村でございますが、大卒については、2級については3年、3級については4年、4級については4年でございます。高卒については、2級については8年、3級については4年、4級については4年でございます。

昭和村でございます。大学卒については、2級については3年、3級については4年、

4級について4年、高卒については、2級については8年、3級については4年、4級について4年でございます。

以上、その数字でございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 時間の関係もあるので、余りこの部分については指摘をしていかないと思っています。いろいろとこの状況の中で問題があるようでしたら改善に向けて一考いただければということで、次に質問に移らせていただきます。

先ほど来町長の話の中で既にこの項目についても触れられておりますけれども、勸奨退職制度による早期退職者への思いについてということでお伺いしますが、私自身勸奨退職制度による早期退職に協力した者の1人であります。当初目標数値と定めた合併10年で職員240名にするという部分については、年金受給制度の引き下げ等に伴い、現在は個別の勸奨はやらないという状況になっていると思います。勸奨退職を受け入れた先輩職員に対してその辺の疑問もあると思います。どう思っているか伺います。そこまででちょっと切らせてもらいます。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほども触れさせていただきましたけれども、現在のみなかみ町の財政状況、あるいは経常経費率こういうものについては、勸奨退職を受けていただいたことによって早期に人件費が削減できたと、これ事実でございますし、これについては先ほども申し述べましたし、そのときにご協力いただいて早期の勸奨退職を受けてくださった先輩職員の方々には心から感謝申し上げているところでございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今の話なんですけれども、先輩職員の皆さんからいろいろな声を聞くわけなんですけれども、町長今も発言しておりましたけれども、現状に至る経過説明が全くわかっていないんです、先輩職員。そこにもものすごく不満があると、そういうことを多く聞きます。ぜひ何らかの形でそういった経過だとかかかわった部分の説明だとかをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど議員のほうからもちょっとお話がございました。これについては、公的年金の支給開始年度が25年度以降段階的に引き上げられていくと、60歳から65歳と引き上げられるということになりまして、いわゆる無収入期間が発生しないように雇用と年金を接続するための措置がこれはどうしても必要だと、みなかみ町についてはご存じのとおり、最初は58歳の方に勸奨退職を受けていただいたということがあり、これについてはご協力をいただいて大変ありがたかったということでございますけれども、これらについて今ご指摘のように年金との無収入期間が生じないようにするためには、やはり勸奨退職の運用を緩和というか、変更していかなければいけない、それで59歳でお願いするというのを23年からやらせていただき、26年度からは勸奨として特別のお願いをし

ないということをやってきましたんですが、このことについて年金の支給年齢が上がっていくということについては、これは国として決まっていることですので、十分世の中知られているというふうに思っておりますので、改めてのご説明、特に今議員からご指摘のように勸奨退職を受けた方々についてのご説明ということであれば、人数も特定されているわけですし、先ほどから申し上げますように大変貢献いただいたと、多面的に貢献いただいているということを含めて、個別にご連絡することについてもできることですので、今ご指摘いただきましたようにそれらについてきちっとご説明することがやはり必要なんだということであれば努めるようにしたいと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 私先ほど聞き逃したのかどうかわかりませんが、勸奨退職を受け入れた職員の数をもう一度教えていただけますでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 勸奨退職につきましては、85名ございます。

以上です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） あと関連して、人により一部の職員については、満60歳になっても何年も勤められるという人もおりますが、その辺の部分についてアンバランス等はどうお考えでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 今勸奨退職で嘱託職員等でございますが、町の施設については、一応決めでおりにやっております。外部団体につきましては、これについてはその運営の関係がございますので、そちらのほうをお願いしているような状況です。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今の回答は私はちょっと納得できないんですが、私自身当時法人格も持たない完全民の職場に役場を早期退職して勤めておりました。そのときに町が関与したという現実があるわけですが、その辺との整合性はどうかでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 原則については、今総務課長がご説明したとおりでございます。それぞれ個別の団体の個別の判断ということは当然あるんだろうということをご説明しているところです。

なお、石坂議員個別のお話についてどういうふうにお答えすればいいか十分今悩んでいるところでありましてけれども、原則として町のほうでご推薦申し上げてその任期についてそれぞれの独立した組織のほうでご判断いただいて、次の推薦を頼まればやっていると

というのが実態です。それよりも短い期間で諸般の事情でおやめになるとか、あるいは別の組織に移られると、これはこれであるというのが個別の一つの案件ではなくて、複数あるというふうに思っております。

原則的な話と個別の話と非常にご説明が難しいのが今の私の気持ちです。原則総務課長がご説明したとおりですし、それぞれの独立した組織であっても適切な時期に適材者にかわっていただく、あるいはそのときに町のほうに推薦が求められれば推薦すると、これについてはこの間もそうですし、そういう形でやっているところです。

議長（河合生博君） 石坂君。

- 4 番（石坂 武君） 先ほど85名の勧奨退職というようなことで早期退職しましたという回答がありました。その中の大部分が58で退職の場合は60まで、59で退職の場合は61までということをやっております。その辺については大いに不満があるところであろうと思っております。その辺については、公正な面からもぜひ慎重な対応をお願いしておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 繰り返しになりますが、町の施設についてはそういう形で囑託をお願いしているというのはあります。これについては先ほどご説明しましたように、年金が徐々に上がってきますので、今のままではなくて3年にしなければいけないか、あるいは勧奨退職をお願いしないようにするというのを申し上げました。そうすればそうではなくなるのか、これは個別の年限によって違ってくる場合があります。このことについて施設管理等、あるいは町の直接お願いしております囑託職員については、町のほうでいろいろ判断しながら進めていきたいというふうに思っておりますが、そのこととよそのところで職を得ているということについて全く同列には扱えないと思っております。ただし、そういうところについてご不満があるということについては、今改めてご指摘受けましたし、それは接続すればそうだろうなというふうに思いますので、これについては十分ご理解いただくようにしたいというふうに思っております。

ただし、特殊な事情によって町を退職された職員、これは勧奨退職された人のみならず、今後ともある話だと思っております。つまり60定年退職された方が他の団体、あるいは民間会社でもいいんですけれども、そういうところで何年かお勤めいただくということは、これは個別にあるんだろうと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4 番（石坂 武君） 他団体、民間のほうに職員をとということがあって、なおかつ不公平感についてはこれから是正等に向けて取り組んでいきたいというような内容に私は捉えたんですけども、採用時にほとんどの勧奨もこれからのんでしょうけれども、勧奨の職員が60なり61でやめるんだと、そういう意識できていますので、そちらのほうに職を紹介する場合には、あらかじめそういった部分の話もしていただける方向が一番いいのかと思います。

あわせて85名の勧奨で退職受けた方については、先ほど来申し上げましたとおり説明

がないので誤解を招いている部分があるかもしれませんので、その辺再度動きを俊敏にやっていたら対応していただければと思いますけれども、その辺どうでしょう。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 具体的に勸奨退職を受けていただいた85名の方に現在の勸奨を使わないということを含めて、勸奨退職制度の実行状況、あるいは今のお話でいいますと、その後の嘱託等の職場の状況、これらも含めて対象者が限定されておりますので、明確にご説明する機会をつくりたいと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ぜひその点よろしくをお願いします。

次に、来年は先ほど来話が出ております合併10周年ということで、けじめといいますか、節目の年になります。そこで前にも町長から話がありましたとおり、合併の検証の公表も式典も予定しているということで回答いただいておりますけれども、今の段階でその部分どの程度のことと考えておるのか教えていただけますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） これについては、合併10周年の記念事業についての委員会を設置していただいております。今まで決定されていることについては、従前の年間に行われている町の行事等にみなかみ新設10周年という冠をつけて企画等をふやしていくということと、10月に合併新設10周年記念式典を開催すると、これについては決めております。そしてまた、町民の方から10周年をお祝いする新たな企画と、それに対する支援ということについても発表し、応募いただき、それらについて選定が終わったところでございます。

今後発表しようというふうに思っておりますけれども、新設10周年のシンボルマークと新設10周年のキャッチフレーズ、これについては、委員会で決定させていただきました。町としてもそれでいいというふうに思っておりますので、近々発表したいと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） そうしますと、勸奨退職に応じた職員85名等についても、そういった部分の参加者ということで予定しておりますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） みなかみ新設10周年の各種イベントについては、全町民に参加いただきたいというふうに思っております。今の多分記念式典はどうするのかというご質問だと思います。記念式典の詳細については、今後検討してまいります。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今、私が申し上げた部分についてもぜひ取り組んでいただきたいと思います。最後に、合併10周年来年度ということで、いろいろな式典を含め、いろいろな催しが

行われるとそういうことでありますので、町民が10周年よかったなと思われるような部分での開催をお願いして、私の質問を終わりにします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 先ほど管理職相当職が何人いるかということなんですけれども、一応5級、6級が管理職相当職で、管理職ではないんですけれども、5級にわたっているものが4名ほどございます。SL職です。

（「給与上ということですね」の声あり）

総務課長（増田伸之君） 給与上です。

議長（河合生博君） これにて、4番石坂武君の質問を終わります。

通告順序2 13番 原澤良輝 1. 次世代のゴミ処理施設は
2. 無料低額診療の支援対策

議長（河合生博君） 次に、13番原澤良輝君の質問を許可いたします。
原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

奥利根アメニティパークのごみ処理施設の運営に関する問題と無料低額診療の支援対策ということでもあります。

ことしの5月28日に厚生常任委員会の視察で、私も参加させてもらって、奥利根アメニティパークのごみ処理施設に行ってみました。平成10年に稼働ということで、ことしで16年目になり、2台のパソコンで施設を管理しているということですが、もうパソコンが古くていつ故障してもおかしくない状態という説明を受けました。緊急対策が必要だというふうなことだったんですけれども、それへの対応はその後どうなったか教えていただければ。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸良昌君登壇）

町長（岸良昌君） ただいまのご質問です。奥利根アメニティパークのごみ処理施設、平成10年4月から稼働しております。そして、この施設については、皆さんご存じで現場まで行っていただいてよくご存じなんですけど、可燃ごみの処理を燃焼方式ではなくて、搬入された可燃ごみを燃やすことなく固形燃料化する製造する方法を採用した施設であるということですし、今ご質問のその施設の運転管理に当たっています具体的にいうと端末機、これが平成10年に入れたものですから、いわゆるパソコンで16年もたっていればもうほぼ骨董品で、非常に古いものになっているということだと思います。そのことが現場で心配されているということです。このことについてどのように更新すべきかという検討したと

ころ、やはりシステム全体を変えていかなければならないということで、正確な積算ではありませんけれども、6,000万円から7,000万円かかるだろうというふうに言われております。

これを今緊急に心配なので入れかえたらどうかというご指摘だと思いますが、たまたまですが、同じパソコンが2台現地のほうに別途で入っていたのが現在使われておりません。したがって、今ご指摘の端末部分の故障ということであればすぐにプレスできるという状況にあるというふうに聞いております。

全般的なお話については、後ほどのご質問にお答えしたいと思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） あのパソコンについてはとりあえず予備があったということらしいので、よかったと思います。この施設ができた15年頃というのは、全国で58カ所程度が予定をされていたということになっています。現在同じ県内でも4カ所やっていて、板倉町は館林市、明和町と共同のシステムに移転するという方向が出されて建設されていると聞きました。県内の合併してしまったんですけれども、旧中里村と旧鬼石町にも施設があったと思うんですけれども、それはどうなっているのかということと、それから最初にできた三重県については、いろいろ事故があっても現在も発電の燃料を供給していくと伺っているんですけれども、その辺のところはどうなのか、施設の改善に関して研究しているのか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今お話のありました施設ですけれども、群馬県内において板倉町については、館林、明和との共同処理施設を進めていて、そちらに統合されるということは聞いております。そしてあとの2カ所についても周辺市町村に処理をお願いするという形で現在RDFの製造方式のごみ処理施設は、みなかみだけになるということは事実です。

これについてどう考えるかということですが、今お話がありましたように、ちょうど設置時点については、従来の燃焼方式からRDF方式を国としても進めておりましたし、その当時に新設されたごみ処理施設については、相当程度使われていたと、ただしそれが徐々になくなっていると、そしてまた、ごみ処理施設大体20年から20数年だというふうに言われておりますけれども、みなかみの事例でいっても16年たっているということです。

そして、もう1点、今三重県の事例というお話がありました。私が見させていただいたのはたしか滋賀県だったと思いますけれども、新たに別のシステムでのいわゆるRDFをつくるというごみ処理施設は、新設はされているようですけれども、それについてはまた今の、みなかみの状況とは違った形での固形燃料方式だというふうに理解しております。

最後一言だけになってしまうんですけれども、今のごみ処理施設これについては、新規のごみ処理施設については、広域圏で処理すると、圏域で処理することについて設備の話が出てまいりますので、みなかみ町で考えると周辺市町村、沼田市を中心とした広域圏という位置づけになるかと思えます。いわゆる広域ごみ処理計画の中の施設でない今後の設置は非常に難しいということでもあります。そうすると、みなかみ独自の状況だ

けではなくて、利根郡全域の状況の中で調整、あるいは次のことを考えるということになりますので、考えるのが非常に難しいという状況になります。

それでは、今どうしているかと、もう何度も議場でもご相談しやっているとありますが、維持管理計画をつくってあと10年は現況をうまく運用していきたいということで今やっているとございます。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 県内の施設については、RDFから撤退と思われま。私も何度かごみ処理の問題については、ごみ袋の問題だとかその関係でいろいろご質問をさせていただきました。この施設がごみ処理する場合は、結構つくったときの施設というのが非常に高いという評価をされて撤退されているのではないかと思います。全国的にもそういった施設を再稼働したとか、新しくつくるとというのが非常に少なくなってきました。多分、板倉町が撤退したのもそういう理由だと思います。

一応これをつくるときに平成9年度で44億円、それから固形燃料を燃やすときに4億5,000万円という形で非常に高い経費がかかっていると思っています。これを比較してやはりこのごみ処理施設が高かったことがごみ袋が高くなっている原因になっていると思っています。

ごみ袋をどうやって安くという議論を今までさせてもらってきたんですけども、私がちょっとわからなかったのは、町の職員からあれは高過ぎたので高い施設をつくり過ぎたので町民が高い負担をしなくてはいけなかったんだといういろいろ言われたことがありました。いろいろ研究というか、その理由を考えたときにこの問題についてまた違う角度からやらなくてはいけないのではないかと思います。

ごみ焼却炉をつくるということではなくて、ごみ焼却炉をつくらなくてごみの分別を徹底するというのを考える必要があるのではないかと思います。

それは、鹿児島県の大崎町という人口1万4,000人ぐらい、それからその隣に志布志市が人口3万2,000人ぐらいの町と市があります。そこは焼却炉をつくるかどうかという問題に直面したときにいろいろ検討をした結果、焼却炉をつくらなくてごみ処理、ごみへの分別で資源を減らすという道を選んでいきます。2011年と2012年の数字を見たとすけれども、人口10万人以下の市町村では、この2つの町と市が1位、2位です。連続8年間資源化率というんですか、リサイクル率がなっています。

それで、やはりそういうことをあと10年間延命して使うということと言われたんですけども、そういうことも今のうちに研究する必要があるのではないかと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 研究する必要性については、十分感じております。ただし、制度の前提となっている広域圏処理しか次の新設はあり得ないと、この辺の違う形での対応はないのかと、これはこれでやらせていただきますけれども、こう持っていけばできるというのはないので、今検討が十分していないというのが率直なところです。

あえて申し上げさせていただくと、今のところまだ大崎町と志布志市の話は理解できな

いところがありますけれども、今我が町でも有価物の回収という格好で、分別は分別で相当進めていますし、これはこれで、そしてまた、リサイクルの中で肥料の堆肥のほうに持っていくということでもやらせていただいています。もちろん現在でもアメニティパークで処理している量が多いですから、さらに町の方々にお願いして分別なり処理を進めるといふ必要はあるんだろうと思います。

私、今大崎町と志布志市の話については、少し勉強させてもらわないとちょっと今お答えできないというのが率直なところです。一言で申し上げますと、各般の方式について今後検討はしていかなくはいかんだろうと思っています。さっきちょっと申し上げましたように、何とか10年間現施設を利用するためにはどういう形で施設を更新していけばできる限り少額で使えるのかということについては、長寿命化計画ということで、22年に策定させていただいたところですし、当面それで持っていきたいと思っております。

そしてまた、この間もいろいろ議論させていただきながら、施設の運転経費が高いからごみ代が高いんだと、これは全くの誤解だと思っています。議場にいらっしゃる議員の方々は何度もご説明しているからご存じだと思いますけれども、当初のごみ袋代の設定のときに運搬費相当分をごみ袋という形で直接受益者に負担してもらおうという判断があり、その分が現在のいわゆるごみ袋代と言われているごみ処理手数料になっているんだというふうに思っています。

このことについては、その部分が今お話がありましたように、そういう形ではなくてもごみの量が減り、分別が進み、町民の方が理解していただけるということであれば、一向にゼロ円でも10円でもいいというふうに前からお答えしているとおります。高コストということは事実で、これは率直に認めております。年間運転経費が6億を超えていると、これについて率直に、もしあのと違う方法であればそんなにかからなかったらというふうなことについては、これは認めざるを得ないことだと思っています。

幾つかの点について幾つかしゃべりましたので、ちょっと話がまとまらなくなりましたけれども。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 全国で1人当たりのごみの処理経費というのが平均値が出て、大体1人当たり1万6,000円というんですか、それが群馬県も入っているというふうに思っています。志布志市と大崎町でつくる一部事務組合が何百億円か建設費をかけて焼却炉をつくって、維持費に年10億円以上かかるというのは、財政問題や温暖化から問題だということで、焼却炉なしを決めたと聞いています。この結果、最終処理のごみが8割を削減されたということで、みなかみ町も6億円運転経費かかっている、2万人で計算すると1人当たり3万円となってしまいます。ですから、平均でいくとそれだけ高くなっているんだということ、通常のごみ焼却炉をつくったとしても全国平均で1万6,000円、志布志市の場合は1万3,000円あるごみが2,560トンに減っているの、経費としては1人当たり8,000円ぐらいになったという報告があります。

ですから、そういう形でいくと、当時これだけかかるからこの分を町民に負担してもら

いますよという形で決めたという、その経過についてはわかるんですけども、その経過自身が妥当であったかどうかと検討する必要があるんだと思います。

町長に説明していただいたのは、建設当時からそういう流れの中で、ごみ処理の経費がこれだけかかるから町民にこれだけ負担してもらいますよという、その説明はわかるんですけども、ただその決定というか、方法が適切であったかどうかというのをやはり検討していただければと思いました。ですから、この問題というのは何回かごみの問題でもやり取りをさせていただいたんですけども、やはりちょっと施設が高過ぎるのをつくったので、結果として町民に負担がかかっているんだという考え、アプローチの方法があるのではないかと考えています。

ですから、周辺が平成の合併で志布志市も大崎町も何町村か合併した結果のまちなので、結果として10町村ぐらいの町村がそういう動きをしているのではないかと考えています。ですから、これも生ごみとかそれから分別の方法がプラスチックだとか28品目ぐらいまでに拡大をして、市の職員なり町の職員も嫌がられるというか、おせっかいとかと言われるながらもそれを徹底していったという経過も聞きましたし、生ごみの処理なんかでは山形の長井市の経験も参考にしていると聞きました。ですから、そういうアプローチの方法もあるのではないかと考えているんですが、町長の考えを。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 分別をシビアにやると、これについてはそれぞれがリサイクルできる、あるいは資源化できると、そのとおりだと思います。どれだけ実際にごみを出している人といえますか、町民の理解が得られるのか、現況の収集システム、あるいは名前を書いていただく、分別するといったようなことでもそれぞれ相当の苦情があるというか、分別する人にストレスがあるということだと思います。分別が進めば進むほどそれぞれの資源化率、リサイクル率が上がってくると、これは当然だと思います。どういう形がいいのかということは、何かのきっかけがないとできないというふうに思っています。これについてもどこまで品目分離をするとどれだけ減るのか、これはこれで勉強させていただきます。

そして、繰り返しになりますが、ちょうどさっき申し上げた平成10年ごろに全国でごみ処理施設を更新するというときには、RDF方式が随分推奨されたと、これは国でもそういう推奨をしたとということですから、この数字は今議員から教えてもらった数字ですけども、全国で58カ所あったということだろうと思っています。

そしてまた、これもちょっと言葉の端々にあった話ですけども、いずれにしても、現在の方式が処理が高コストがかかっていると、これは全く事実だと思います。そのことによっていずれにしても、町が運営する施設でコストがかかっているわけですから、ごみ袋代ゼロにしたとしても処理代かかりませんから、その分については袋1枚についての手数料という形ではないにしても、町としての経費、町民負担だということについてはどういう形になっても変わらないというふうに思っています。

勉強することが多々あるというご指摘については勉強していきますし、ほかのところがうまく、例えば板倉さんうらやましいなと思っています、率直に言って。館林が施設つくるときに一緒にやりましょうという動きがあったというふうに聞いています。そして、今

お話がありましたように、先ほどからみなかみ町新設10周年と言わせてもらっていますけれども、もし利根市なり、利根沼田市であればみんなで一緒にやろうよという話が今動いているのかもしれませんが。そうではなくて、その時点でごみ処理施設を3町村で判断し、あれをつくり、そして、それを核にしてとは言いませんけれども、利根川の西側ということで、3つの町村がみなかみ町になったわけですから、ここのところについてもしそのときこうだったら、もしそのときこうだったらということを言ってもしょうがないので、現況の中でどうやっていくか、これはさっき言いましたように何とか10年延ばしたい、そのうち次のことを考えたい、国の制度、あるいは周辺の状況についてもこの間見ていきたいという最初の答えになっております。ぜひご理解ください。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） この志布志市も大崎町もごみ袋は無料ということではないんです。何円か原価代ぐらいい負担をしているということです。先ほどの町長の説明ですと、当時はRDFが主流みたいとか勧められたということということなんですけれども、ただ町民としては、結局そういうのを町が選択したためにそれだけ経費を負担しなくてはいけないんだということだと思うんです。ですから、やはりそここのところというのは認識をしてもらって、以前からはそういう形でごみを減量すればゼロ円でもいいですよという話はたしか町長は回答されているので、私もいろいろ会議だとかで分別とか資源ごみを出す方法を今実施しようとしているところなんですけれども、ただそういうところをその当時の確な判断だったから仕方がないんだということで、そのままずっとこれからあと10年間高いごみ袋代を払わされるのもやはり町の責任としてやったときに酷だなと思います。そういう意見を言っている声も耳に、職員の声も耳にしたので、ちょっと勉強をさせてもらって出しました。たしか3万円というのは飛び抜けて高いので、それを県内1位になってしまうのはそういう経過があれば当然だなと思ってはいますけれども、その責任というのはやはり、責任というところと攻撃するような形になると思うんですけれども、そういうことではなくて、その結果、町民が負担を感じているということも考えて、やはり町としてもごみ袋も原料代ぐらいまで下げる必要があるのではないかとこのように私は思っているんですけれども。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） それぞれの施設を判断したときにその場、その時々、諸般の状況で判断しているとそういうことだと思います。全てのことについて町、みなかみ町に限らず旧月夜野の話だろうが、旧水上の話だろうが、新治村の話であろうが、それぞれの権利と義務はみなかみ町が引き継いでいるわけですから、そしてなおかつ広域ごみ処理組合ということでやっていた単位がまずは今のみなかみ町ですから、これの判断については、権利も、あるいは義務も責任も引き続きみなかみ町で持っているだろうと、これは明確に意識しております。

その中で、ごみを処理するのは非常に高い方式で現況動いていると、これをどうするんだと、今すぐ安いシステムに乗りかえる方法がないと、先ほどご説明しているとおりです。そして、その負担は負担として、ごみ袋代については、ごみの量を減らすためには、高い

高いと言われながらまだ相当多いと、だから下げるのはいかなものかと言っているだけで、町民として理解しやすいのは、要するにごみ袋は手数料ではなくて、原価にしますと、それからごみ処理代はどっちに転んでも今の経費はかかっておりますということで、素直にやるのが一番いいと、それはわかりやすいと思います。まさにわかりやすいんですけども、1回それをしてごみの量がふえたときにそれを減らす手段をもう一度講じるというのも大変だろうと思っています。これについても本当に何度も議論をさせていただいて、いろいろな形でごみ袋代を今の手数料でなくし、なおかつごみが増えないという方法をいろいろ考えていますし、さらに議員のほうからもご提案いただければありがたいと思っています。

今のご提案はよくわかります。違う話が一緒になってしまって町民が理解しているだろうと、それはご指摘のとおりだと思います。それを分離させたほうがいいよと、それもそのとおりだと思っています。この間からいつも同じ答えになるんですけども、今のところそういう考え方ですけども、ごみ袋代を、あるいはごみ処理手数料を個別にいただいているのを提言すると、こういうことについては考えるべき時期だろうと思っています。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 町長もそちらのほうのわかりやすいと素直に言って、やはりわかりやすいほうにしたほうがいいかと思っています。

この問題は、ごみは減らすという、私のほうはごみゼロ宣言をしてほしいというのを言っているわけですから、やはりごみ袋が原料代になったからごみが増えるというふうなことはないほうの方法を講じる、それはこういう自治体もあるし、全国ではこれは鹿児島なんですけれども、ほかの自治体でもいっぱいあるので、そこを参考というか、やはり研究しながら新しい方法をつくっていったほうがいいのではないかと考えております。

そういうことで、やはり町の選択の結果ですけども、町民は選択の自由がないので、その辺のところも考慮して、町民のわかりやすい説明できるような方法を選択していただければというふうに思います。

引き続きごみの問題については、お互いに提案をして検討してもらおうというふうなことで、できれば実際トン当たり3万円というのは高いと、それを減らす方法が必要ではないかと思っています。

次に、無料低額診療の問題に移ります。

非正規労働者が最近が増えてきて、もう2,000万人近くになっているということで、その人たちも非正規なので身分的に不安定で失業だとか、それから高齢者も年金しか収入がないので、なかなか医者にかかれないう人が出てきてしまっているということです。ですから、その辺のところの問題ということで、社会福祉法に無料低額診療というのがあって、現在それを採用しているというか、実施している病院もあります。これは病院が自己負担ということで、寄附金だとか利益の一部を回すという形で対応をしているというのが現実ではないかと思っています。

また、医薬分業というのも進んできて、今までは病院の薬局で出される薬についてもそ

ういう無料の低額診療の対象になったんですけれども、外の薬局に出してしまうとそれが対象にならないということで、その外に出た分を市町村なりそれから自治体が補助をしているということもあるので、そういった場合、町はどういう対応していただけるのかというのをお聞かせください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、ご質問の無料低額診療、これについては、社会福祉法の第2条の3項の第9号の規定があるようでございます。中身は今お話のありました生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないことがないように無料または低額な料金を診療を行うという事業だそうです。それで、まさに我が国については、国民皆保険が成立していますので、公的な医療保険ではあるんですけれども、その自己負担分についても減免するという制度だそうです。そしてそのことについては、第二種社会福祉事業として位置づけられているということで、これについては今ご説明がありましたように、病院、診療施設そのものが自治体に届け出て運営を行って、そこの医療施設の責任で無料にしてくれているということのようです。そのかわり固定資産税だとか不動産取得税について非課税にする等の税制上の優遇措置が受けられるという制度だそうです。

もう少し言わせていただくと、群馬県内に無料低額診療を病院が設定しますから、設定している病院が14あると聞いておまして、利根沼田管内、この近所では利根中央病院が平成25年10月にそういう形で開設していただいたと聞いています。そしてまた、病院で薬を出してくれば医療費の中で今の無料低額診療の対象になれば自己負担がないということですが、そこで処方せんをもらって外に行けば薬局のほうではその分の自己負担は避けられないという形、今ご質問があったとおりの状況のようです。

ただし一つですが、平成26年1月現在でさっき申し上げたように、利根中央病院さんだけやっていますので、聞いたところ、対象者は1名だというふうに聞いています。そしてまた、同じような形でというか、保険診療の自己負担分について本人が払わないというか、本人に対して支援するという方法では、生活保護を受けられている方については、別途の形で自己負担がないという形になっておりますので、やはり一般的に低収入で医者にもかかれないという部分については、カバーされているのではないかとこのように思います。

改めて無料低額診療、何といたしましても対象者で今やってらっしゃるのは1名だと聞いたものですから、少し次の対策をどうするといったようなことについては、まだ検討はしておりません。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） わかりました。いろいろ研究していただいたみたいなので、町内にも病院があるんですけれども、そういったところに対してこういう制度を適用するに指導することについて町長の考えは。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） さっき申し上げましたように、本事業の対象者が現実利根沼田管内で1名し

かいらっしゃらないということです。そして、もう一つさっきご説明したように、第二種社会福祉事業になっておりますので、一定の基準だとか、患者さんの状況がどうだということがありますので、それぞれの医療機関に判断していただくのが適切ではないかというふうに思っています。

そしてまた、これも責任逃れ的になりますが、医療機関への指導ということになると、基本的には県がその機能を持っているということでありますので、町内の医療機関に低額無料診療に取り組んでいただけませんか、人数がそれほどないというふうに理解しているということと、それから必要があれば別の形での指導があり得るだろうということなので、個別に指導に行くということは考えておりません。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 必要が少ないというふうなことで今のところないという回答だと思います。

ただ、町内の病院に入院の際に病室を医師の指示で移動する、こういう誓約書を書かされてしまって、差額ベッドなどで診療の内容はほとんど変わっていないのに移動をさせられて、後で高額な請求書をもってしまって、支払いをどうするかと慌てているというケースがあるという形です。仕方なく退院するケースとか、それからこの辺は患者が弱い立場というんですか、それから、そういう病気に対する知識がないというところがあって、治療を受けないで退院してしまうとかそういう形が出ているケースがあるという声が聞こえてきた、やはりそういった問題も含めて、高額医療の適用で上限が決まっているというふうなこともあるんですけども、そういうところも知らない患者さんがいるんです。そういうところに対してもこの辺のような声というのか、町まで来ているのかどうかということと、それからこのケースは町外の人がちょうどたまたま対象だったみたいだったんですけども、町内の人も同じところに入院していてそういう話をしていました。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 医師の指示で移動するという事は、これは医療上の都合でそういう誓約書が出るということはこれは現実あるんだろうと思っています。そのことが差額ベッドに持って行ってたくさん医師がもうけたいということではないと思っていますけれども、そういう場合に支払いに苦労されるということは、これは現実にあるんだろうというふうに思います。

とはいいながら、病院に対してこういう問題があるということで、苦情について町のほうでは特に聞いてないというようでございます。そしてまた、現実いろいろな形で患者さんが、あるいは家族の方が苦情を持っているということもあるんでしょうけれども、各種の病院に対する苦情については、県の医務課の中に医療安全相談センターというのが設置されて、さっき申し上げたことと重なりますけれども、県が対応するという事になっておりますので、もし町のほうにご相談があればそちらをご紹介するという対応になるのではないかと思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） たまたまそういうケース、いろいろなケースかあると思うんですけども、それがそのまま例えば支払い能力があった場合に黙って払ってしまいます。そうするとその請求がまた町の国保とかそういうところに来るという可能性というか、来てしまいますね。ですから、やはりそういうところを目を光らせるという語弊があるんですけども、ちゃんとそういう声も聞こえるように耳を開いてもらって対応してもらいたいと思っているんですけども。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） それぞれ医療機関、医療提供のために努力していらっしゃると思います。ただ患者さんの医療上の必要がなくてむやみに診療しているというふうには理解しておりませんので、そういうことのないように指導するという局面はないのではないかと思います。

今、ご指摘のとおり医療費がかかればかかるだけ保険で支払わなければいけない分がふえると、それは事実ですから、改めてそのことについて注意するまでもなくて、今までもそういう変な形での診療はないんだというふうに私は理解しております。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） わかりました。町長の立場からそれはありますとは言えないとは思っています。そういったことで患者としてはどうしても立場は弱くなってしまおうし、それから、なかなか医療制度というのはどんどん法律が変わったりしてわかりづらくなってきている、高額医療費をどうして請求していいのかみたいなのところもわからない患者さんがいるという話も聞いていますので、私のほうもいろいろそういうところは相談にはのりたいと思っているんですけども、そういうことがないように町のほうもいろいろ気を遣っていただければと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合生博君） これにて、13番原澤良輝君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を1時にいたします。

（12時01分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

通告順序3 1番 高橋 久美子

1. まち、ひと、しごと、創生における人材確保について
2. 交通弱者支援の取り組みについて
3. 高齢者のボランティアポイント制度の推進について

議長（河合生博君） 1番高橋久美子君の質問を許可いたします。

高橋君。

(1番 高橋久美子君登壇)

1 番 (高橋久美子君) 1 番高橋久美子です。

議長より許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

まち、ひと、しごと創生における人材確保について質問をさせていただきます。

人口減少の克服と東京圏への過度な一極集中をどのように是正するかは、地方自治体にとり大変重要な課題であり、国としても地方創生として総合戦略を策定し、活性化に取り組むこととなります。

ここで大事なことは、経済再生、雇用創出といっても全ての施策は人の幸せが目的です。生きがいや誇りを持って地域で安心して生活できることを目的とする人が生きる地方創生だと思います。その意味で、みなかみ幸せ創生本部とのネーミングで本部を設置されたことは、タイムリーだと思います。

当町でも高齢化が進み、農業、観光、林業と大切な資源が生かされない状況になっています。若い人の力が必要です。総務省では、平成21年度より豊かな自然環境を守りながら活力ある地域社会を形成するための地域おこし協力隊を制度化しました。この制度は、都市部の若者らを過疎地の自治体が募集し、地域活動に従事してもらいます。採用されたメンバーは、住民票を移して移住地に住み、任期は最長3年で、自治体には募集に必要な経費のほか、隊員1人につき最大400万の財政支援があります。隊員数は年々ふえ、スタートした平成21年度は全国で89人、昨年は1,000人まで拡大しました。総務省がことし公表したアンケート結果によると、昨年6月末まで任期を終えた隊員のうち、6割が活動していた市町村か、近隣地域に定住しています。これは大変歓迎されることだと思います。

若者の定住促進と地域活性化のためにも、地域おこし協力隊は有効な手だてだと思いますが、制度の活用はお考えでしょうか。

議長 (河合生博君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) ただいま地域おこし協力隊についてご質問がありました。

まず、地方の元気を出すということにつきましては、挨拶にも申し述べましたけれども、平成26年11月21日、国会で地方創生の理念等を定めましたまち、ひと、しごと、創生法案、そして関連して、活性化に取り組む地方自治体等を国が一体的に支援する地域再生法の一部を改正する法律がこの地方創生関連2法案が成立したところです。国においては、人口の現状と将来の姿を示しながら、人口問題に関する国民の危機意識の共有を図るということとともに、50年後1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョン、そして人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示します総合戦略を策定するということになっております。市町村においては、努力義務ということではありますが、人口ビジョンと5年間の地方版総合戦略を策定するということになっております。我がみなかみ町としても、地方版総合戦略を策定する予定で、既にご報告したとおりみなかみ町幸せ創生本部を設置し、検討を始めているところでございます。

まず、地域おこし協力隊の前にこの地方創生制度に基づきまして、日本版シティマネージャー派遣制度が言われております。これにつきましては、平成27年4月から地方自治体に国家公務員や研究者を派遣するというようになっております。これについては、人口5万人以下の市町村を対象として派遣するというようになっております。国家公務員については、全国で25名程度と言われておりますので、我が町としては、国家公務員で派遣してほしいということで、先日派遣の要望は出したところでございます。

さて、今お話もありましたように、地方の人口減少対策これについては、何はともあれ仕事が必要だと、雇用が必要だということはお指摘のとおりだというふうに思っております。町の特性を備えた地方版総合戦略ということになりますと、やはり観光と農業の町みなかみ、そして、自然環境と文化を大切に作る町ということで、その辺に視点を置いた雇用の創出ということを考えていかなければいけないというふうに思っております。

ちなみに、先般の公述人のときも農地全体としては仕事が必要だということを申し上げてきましたけれども、人口減少、みなかみ町として非常に激しい中ではありますが、よそから移り住んでくれている人も相当いると、一言で申し上げると、アウトドア関係について今15万人のお客さんが来ている、おおむね10億円消費していただいている、そして、アウトドア関係については、人件費比率がきわめて高いので、6割と見て6億円、これは仕事に期間性があるということで、年収200万というふうにはいかないけれども、200万で割り戻してみても300人は来ているはずだと、このアウトドア関係については、ここ20年から25年の間に徐々にでき上がってきたものだと、少なくともその間にそれだけの新規の雇用が生じているはずだというご説明をやらせていただきました。

さて、地域おこし協力隊の問題でございます。これは今ご説明があったように、地方自治体が都市住民を受け入れて地域おこし活動の支援だとか、農林漁業の応援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらって、あわせて定住を図りながら地域の活性化に貢献していただくというものです。事業については、平成21年度から開始されたと聞いております。また、この制度設計に当たっては、ある程度高齢者の方が過疎地に来ていただけないかという発想で始めたところ、若い人の応募が非常に多くて、今ご指摘のように若い人に過疎地に入ってもらって、地域の地域づくりに支援してもらえ、そして定住していただくという形になっております。

繰り返しになりますけれども、総務省の支援としましては、隊員1人につき400万円を上限に、最長3年間特別交付税として財政支援するという制度でございます。この活動内容については、地域行事やイベント等のコミュニティ活動の応援などの地域おこし支援事業、そして農作業支援などの農林水産業従事等、そして環境保全活動といったようなことが言われております。人数だけ繰り返しますが、平成21年が31団体89名、1団体平均3名という感じでしょうか。22年度には90団体、257名、23年度には147団体、413名、24年度が207団体で617名、そして、今おっしゃいました25年度につきましては、318団体で978名の隊員が活動しているというふうに聞いております。最長3年ということですから、今の数字については、年度ごとに継続部分が入っておりますので、延べ人数の形です。

さて、そのことについてこれは総理のほうの指示もあったということですが、総務省では、平成28年度については3,000名にしたいということで、現在地方自治体に対し応募を募集しているという状況と承知しております。

このことについて、今までこの地域おこし協力隊が入っている市町村というのは、まさに過疎地という感じのところが多いいわけです。実際に聞きましたときにも人口1,000人程度の町でふだん参入するのが何人かしかいないけれども、ここで3人入っているよというようなことを聞いております。そして今、ご説明のありました定着率につきましては、制度が創設されたのが21年で、数がふえてきているのがこの間でございますので、今3年目であるとか、あるいは3年切れて4年目になったけれども、何人残っているということで、出入りの実数よりも残っている人のパーセンテージがちょっと高い感じで聞こえるという点はあるかと思えます。いずれにしても地域に入っただけということで、非常にいい制度だというふうに思っております。

みなかみ町の特性から見てどのような分野で来ていただくのかと、このところには十分検討する必要があるんだろうというふうに思っています。そんなこともありまして、この間、実際にみなかみ町には地域おこし行動隊の隊員はいないという状況になっております。

もう1点ですが、28年から3,000名にふえるということで、群馬県町村会で議論が生まれて、群馬県としても積極的に活用してはどうかと議論がありました。したがって、そのときにあわせて選択肢の一つになるというふうに捉えているところでございます。

また、この地域おこし協力隊、これについては、我が町でどの分野でどういう方に来ていただくかということの判断が非常に難しいと思っております。山の中に入ってそこに土着してというイメージで言うと、ちょっとみなかみは都会過ぎるかなという印象もありますけれども、ご指摘のようにみなかみと言っても地域は多様でございますし、それぞれ活躍いただけるような分野、あるいは場所というものはあるものだと思います。この辺についてよく検討したいというふうに思っています。

そしてまた、いざこの地域おこし協力隊をお願いするということになりますと、これは所管は総務省は自立支援課のほうでやっております。実際自立支援課長、ことしの7月だったと思いますけれども、衆議院の総務委員会の現地調査ということで、水紀行館に来ていただいております。そのときの担当が地域自立支援課長さんでしたので、面識もございまして、その後も別のところでもご挨拶しておりますので、我がみなかみ町として地域おこし協力隊をスタートさせるということになれば、積極的に働きかけたいと思っております。どういう場所でこういう可能性があるよというご提言等があれば、高橋議員に限らず町内の多くの方のご意見を聞いて検討を始めたいと思っております。

答弁は以上でございます。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 今お答えいただきました地域おこし協力隊の活動記録等を見ると、岡山県

の美作市の協力隊のように人口減、少子高齢化、耕作放棄地と化した棚田、間伐もままならない里山等絵に描いたような過疎地と化した限界集落を現在20ヘクタールの棚田を再生しました。そのサクセスストーリーは、仲間が仲間を呼びさまざまなスキルを持ったコミュニティが生まれ、田舎暮らしのもの、ひと、ことに価値観をつくり出しました。棚田の坂道を行ったり来たりするのがお年寄りにはしんどいということで、そこに若者が地域おこし協力隊で来たので、セグウェイを導入し、タップダンサーが引っ越してきたことで老若男女がみんなでその棚田でタップダンスを踊るみたいなそういう本当に楽しい集落に変わったというような例もあります。

このほかさまざまな例が全国ありますが、その地域の特質を地元の人が気づかない価値を若者たちが引き出してくれるパワーがあります。ぜひ当町でもその力に期待したいものです。

次の質問に移らせていただきます。

国では女性が輝く社会をつくるとして、女性の活躍を成長戦略の中心的な柱の一つとして位置づけています。しかし、残念ながら女性の活躍を阻む偏見や差別意識はいまだに強く、国別の政治や経済など領域における男女間のギャップを示した指標である世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数でも日本は世界136カ国中105位にとどまっているとのことです。社会の課題が多様化、複雑化する中、あらゆる分野に女性の力を生かしていくことがこれからの地域活性化を促せるかどうかの鍵となると思います。

そこで、お聞きしますが、分野別の女性グループ懇談会など直接現場の女性の声を聞く機会を設けるお考えはありますか。あわせて女性が意欲を持って起業する際、またいろいろなことで相談アドバイスなど行政のほうに遠慮なくワンストップ行政サービスで受けられる体制づくりについてもお答えください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま高橋議員からご指摘がありましたように、間違いなく町民の5割以上と言ったらいいんでしょうか、女性ですし、全ての分野で積極的にご参加願いたいというふうに思っています。

今のジェンダー指標についてはいろいろな視点の見方があるので、俗な言い方をすると群馬の女性は奥のほうにしっかり入っていてコントロールしてくれていると、かかあ天下と言ってもなかなか出てこない、だけれどもしっかり抑えているというようなことで、客観的指標のジェンダーという話が本当に日本の女性の実態をあらわしているかどうか個人的には若干疑問がありますけれども、そういう指標があるということは素直に認めます。

そして、いろいろな審議会であるとか、あるいは各種委員これについて女性の参加率が少ないということについても意識しております。何とか全ての面において女性が参画していただく機会をふやしたいと思っております。議会のことばかり言って申しわけないんですけど、我がみなかみ町議会にも高橋議員が入っていただいて女性議員も生まれております。それに限らず各種の計画をつくるときにも女性の意見を入れていただくということについては、気をつけていきたいと思っております。

率直に申し上げて、各種委員会等を構成するときにそれぞれの組織の長なり組織のとい

う格好になると、どうしても女性の視野が下がるということでもあります。したがって、この間具体的な話でいいますと、まちづくりビジョンであるとか、あるいはそういうときについては、それぞれの分野で当然女性も活躍されていますから、そういう方の意見も幅広く聞くということに心がけているところでございます。

改めて地域活性化に対してグループ等を組織して女性のご意見を聞くということはどうかということがございました。これについては、組織のつくり方だろうと思っております。ぜひお力をかりながら、地域別がいいのか、あるいは分野別がいいのか、分野別というのは、農業であるとか、小学生であるとか、中学生であるとかとイメージで言っていますけれども、そういう形がいいのか、何でもの格好で幅広く女性の意見を聞くということを意識していきたいと、改めて機会をつくるということを考えていきたいと思っております。そのときにやはり開催の時間であるとか、場所であるとか、声のかけ方だとか、いろいろお知恵を拝借するなり、地域の方と相談するという点もあろうかと思っております。そしてまた、目的についても一般的に聞くだけではなくて、さっきちょっと申し上げました、まちづくりビジョンのときに委員に入っているという言い方しましたけれども、何かテーマを決めてご議論いただくと、あるいは教えていただくということもいいのではないかと思います。

いずれにしても、女性の視点からということになりますと、高橋議員に負うところが大きいので、ぜひ一緒に考えていただきたいと思っております。積極的に努めるように個々別の提案を詰めていきたいと思っております。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） 先ほどの協力隊の取り組みの中で、女性の視点から地域に貢献している事例もたくさんあります。人口減少に歯どめをかけるのには、若い女性の移住定住の環境を整えることが重要です。みなかみ幸せ創生本部で積極的に取り組んでくださることを確信いたします。

2番目の交通弱者支援の質問をさせていただきます。

先日も町内において高齢者の方が関係する大きな事故がございました。また、買い物に行くのに足がなくて本当に何とかしてほしいとの切実なお声をいただきました。また、私たち世代の友人からも「免許を返還したときどうしたらいいかと不安だよね」とか、「そのところが改善されなければ若い人も住みたい町にならないよね」などとの声も聞かれます。移動手段が確保されないのは人間の体に例えれば血液の循環が滞るのに等しいことだと思います。一大事であります。

このように特に高齢者の移動手段確保のためにどのような取り組みをされてきましたか。また今後新しい計画はございますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 高齢者の方の移動の手段の確保ということで、これについても多面的な要因があると思いますが、まず一つ答弁させていただきます。

社会福祉協議会に運営していただいております福祉有償運送制度というのがございます。

これは会員登録していただいた要介護者に対しまして、1キロ当たり100円の個人負担により病院までの送迎を行わせていただくというものでございます。町の取り組みとしては、この福祉有償運送制度を併用しまして、介護保険の認定結果により要支援1及び2となった方を対象に、通院の乗降介助を支援する自立型ホームヘルプサービスの事業というものを行っています。このサービスの利用料については、1回当たり100円、往復で200円というふうになっておりまして、社会福祉協議会に実施を依頼しているところです。これについては、平成25年度の実績で731回の利用がございましたが、これにつきましても各病院の送迎のサービスが徐々にふえていく中、利用頻度としては年々でいうと減少しているという状況でございます。

介護の方の移動ですけれども、要介護1から5の方については、ホームヘルプサービスにより通院のための乗降介助というものは利用いただけるということですし、そしてもう一つ、寝たきりの高齢者や身体障害者等を抱える家族が要介護者を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両の購入に対しては、その介護用車両購入費の一部、改造費相当額を補助する制度もありますけれども、25年度には利用実態がなかったということです。

今、これをお答えしているということは、高齢者の移動という大きな問題に対してこの部分しかお答えするものがないというのが率直なところでございます。そして、買い物サービスにつきましては、この間いろいろ議論が出ていまして、端末を持っていて買いたいものをオーダーするという仕掛けも試験的に出ましたけれども、なかなか利用できないという点もありました。そしてその中、遊神館の存続問題のときにあそこを一つの地域の方が歩いて来れる、物が買える場所にしようということで、ご説明したこともございます。いずれにしても移動というのは大変だというふうに思っております。

またこれもこの間という話になってしまいますけれども、東京では500万ないと生活できないけれども、地方は300万でどうですかと言われたので、東京と同じかかります。率直に東京は車を持たなくても生活できます。地方にいますとこれは、みなかみに限らずだと思います。どこも地方にいますと車がなければ生活ができないと、したがって、そういう方向で答えたわけではございませんけれども、軽自動車の税率をどうするかという議論のときに、都会の人は軽自動車使わないと、地方にとっては必須の足であると、この辺が国会の議論の中でも出されたというふうに承知しております。何が言いたいかという、やはり地域で生活するためには、車という手段はどうしても必須かというふうに思います。

とはいいながら、高齢者の方々が移動ができなくなったときにどうするのと、これについては本当に重要な問題だと思っておりますし、しかしとはいいながら移動というのは非常に頻繁に行われるので、その全てを町が支援してやっていくという制度というのはなかなか考えにくいのかというふうに思っているのが率直のところでは。

個別のこういう事案はどういう答えがあるのだろう、こういう事案についてはこういう答えがあるだろう、これから検討する必要があると思っておりますが、サービスの幅もサービスを必要とする人の数も非常に多いということが想定されますので、町の制度として何ができるのか、十分に検討する必要があるというふうに思っております。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） お答えいただきましたが、福祉課でされている支援は、どうしても福祉の観点から通院援助等条件がついてしまい、それ以外のさまざまな用事で出かけるのには、適用になりません。母親の介護で、みなかみに戻られた娘さんは、65歳前後ですが、埼玉から来たため車の免許はありません。こちらに来て温泉など楽しみたいと思われたそうですが、バス停は遠いし、タクシーは高いし、年金ではとても大変で、出かけるのがおっくうになってしまったと嘆かれていました。要支援や要介護になる前から元気にいろいろなところに出かけながら生活できる体制づくりは、これからの高齢者の予防におけるとても大きな要素です。

全国の自治体は、いろいろな知恵を使い、交通弱者の支援に取り組んでいます。下仁田町ではコミュニティバスを走らせ、それをスクールバスとして運用しています。また、国土交通省でもスクールバス、福祉バス等を活用した取り組み事例を紹介するなどさまざまな資料も出しています。当町でも21台のスクールバスがあります。この大切な町の資産を最大限に活用できないでしょうか。お答えください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今ご指摘のあった何点かはこの間も議論したところでございます。何かと言いますと、敬老パスカードのときに対象者の中でバス停を本当に利用できる方が何%なんだろうかという議論もさせていただきました。そここのところは視点を変えて敬老パスカードではなくて、町民のパスカードということで、どんな方でもバスを使うときには割引というか、支援の入った経費で利用できるという形にもしたところでございますし、今ご指摘のように温泉を楽しみたいと、また、町営の日帰り温泉たくさんありますので、ぜひ利用していただきたいというふうに思っておりますが、やはり車がないと使いにくいとご指摘のとおりだと思います。

今、タクシーは高いとご指摘があったように、そのこと全て町が肩がわりして何かをやるということは非常に難しいと思っております。具体的なご指摘はスクールバスの活用だということだろうと思っております。下仁田の例、正確に調べているわけではありませんけれども、逆に言うと、まさにコミュニティバスをスクールバスとして利用しているというふうに承知しております。水上中学校が路線バスを通学のときに使って町が支援しているというのと近い関係だろうというふうに思っております。

したがって、町内くまなくコミュニティバスを走らせるということについては、コストもかかるということで、まだ検討はしておりませんし、逆に今あるスクールバスがあいていときに特に高齢者等移動の不自由な人に活用するということはどうかとご指摘だと思います。これはスクールバスそのものの制度のところに触れてくる可能性がありますので、今あるスクールバスをそういう形で使えるのか、あるいはまた違う形でシステムを組み直さなければならないのか、その辺は十分に検討しないといけないと思っております。

確かに町内は小学校の統合、あるいは地域の特性ということで、割と近い距離でもスクールバスを使うという形でのスクールバス運行をしておりますので、台数も多いし、その

コストもかけているということです。一言で言うと今あるスクールバスをそのまま日中動かして誰かに使っていただくという形は非常に難しいと思います。ただし、それらのこともどういう方法があるのか、これは今ご指摘のあった下仁田の事例だけではなくて、ほかの事例も含めて十分勉強する必要性はあろうというふうに思っているところです。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 路線等にいろいろ組み込むのが難しかったり、あと先ほどお話がありましたけれども、システムの組みかえが必要とあったりするかもしれないんですけども、もしシステムの組みかえというところで問題が解決するのだったら、それは先ほど町長もお答えいただいたように前向きに考えただけであればありがたいかと思います。

それで、ここで一步スクールバスに弾力性を持った展開というところで、今町でさまざまな行事があります。文化祭や福祉まつり、農業祭などお年寄りが参加したいが、足がないためになかなか参加できない等のお声も聞かれています。まずは町の行事に活用したりとか、またはゲートボールやグラウンドゴルフの練習などお年寄りが集まってする場所に要望があれば活用するなどという、まずはそういったところの個々のことに対象するような形でスクールバスを活用できたらと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ちょっと今で誤解を招いたかと思っております。システムのというところですけれども、スクールバスは学校の子供たちを動かすということをもってスクールバスの購入についても国から補助金が来ております。したがって、今のスクールバスを多用途に使うということは難しいということです。

そしてもう一つ、各種行事についてということについて、この間少し整理をするようにということで整理を始めています。何かというと、町はその使用基準が非常に緩いと、つまり今の例で言いますと、ゲートボールをやるのであればゲートボール部の仲間で運送の手当をしてほしいと、もし行事等で行くときであれば、その分は年間予算で組んでほしいと、各種団体もそうだと思っています。つまり各種団体が補助金を出すかわりに町バス使うよというのは非常に使用が乱れるもとなので、各団体で予算を立てていただくと、その予算を立てるときに町がさっきの石坂議員のときにご説明したように、補助金を相当切ったやつを必要なところについて若干なりとも戻すということがあるのかどうかというふうに検討してございまして、今かいつまんで申し上げますと、各種の移動のときにスクールバスと、非常に利用が制限されておって難しいと思っておりますし、もちろん今お話のようにお年寄りに限らずですけれども、積極的にスポーツだとか文化活動、交流活動に参加していただいて、元気で幸せに生活していただく、これは大事なことだと思っております。その全ての輸送を町が支援できるかという限界があろうかというふうに思っています。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 先日も中学生による子ども議会でお年寄りにやさしい観光地にということ

で言っていましたけれども、まさに、みなかみ町もそういう観点からまたさらに具体的に考えていただければと思います。

この中学生が言っていた視点というのは、今後地域活性化のまちづくりの大きなヒントになるのではないのでしょうか。そのほかデマンド方式や乗合タクシー、あとはタクシー代に補助を出すなどの自治体も全国ではあります。さまざまないろいろなツールを使い、お年寄りにやさしい町、お年寄りにやさしいということは、本当に町民の皆さんにやさしいまちづくりにつながると思います。

そこでお聞きしたいのですが、例えばですが、2017年度ぐらいには具体的に交通弱者支援のこういう設計を打ち出したいみたいな目標値の設定はございますか。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 今、デマンドバスの話も出ました。デマンドバス、みなかみよりも相当人口密度の高いところでもその運行形態で実際の利用に耐えるだけの運行ができないといったようなことは聞いております。みなかみでデマンドバスを運行するのは非常に難しいと、率直にいうと思っています。ただし、路線の選定だとか、その時間の運行だとかということでデマンドバス可能なかどうか、この間も勉強しておりますけれども、ここなら成立しそうだというのが見つかっていないというのが実情でございます。

したがって、今ずっとご答弁してありますように、高齢者含めて交通弱者をどうするかと、重要な問題だと思っておりますけれども、期限を定めてそれまでにどういう形でという検討にはまだ入っておりません。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） いずれにせよ、スピード感を持ち、少しでも町民の方が喜んで活用できる制度づくりを願うものです。

次の質問に移らせていただきます。

高齢者のボランティアポイント制度の推進についてということで、高齢化が急速に進展する中、高齢期を迎えても可能な限り長く健康で過ごしたいと思うのは、誰もが望むことと考えられます。高齢期を健康で元気に過ごすための方法の一つに、高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することで、世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが心身の健康の増進につながり、本人の介護予防にも役立つと指摘されております。

こうした中で、介護支援ボランティア制度を導入する自治体が徐々にふえています。群馬県としても「群馬はばたけポイント」制度を推進しています。この制度は介護保険制度の枠組みである地域支援事業交付金を活用し、介護予防事業または任意事業の一環として、高齢者のボランティア活動を応援するものです。実施主体は市町村です。具体的には介護予防を目的とした60歳以上の方が地域サロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に市町村が活動実績をポイントとして評価した上で、そのポイントを介護保険料の支払い等に充てることのできる制度です。

当町でも高齢者の方の社会参加のきっかけになると思われますが、活用のお考えはあり

ますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、元気な高齢者というお話がありました。何歳から高齢者と言うのかありますけれども、いわゆる高齢化率の65、今で言うとまだ壮年だろうと、この間この会議場でも言わせていただきました。いずれにしても、元気な高齢者がたくさんいらっしゃって、そういう方々が積極的に社会参加なり自分の能力を発揮していただくと、これは本当に例えば地域のお祭りでも地域のどんな活動でも65歳が高齢者であるとする、ほとんどは高齢者と言われる方が担っていただいているということですし、そういうところでもますます元気が出てくるとご指摘のとおりだと思います。そして、介護についてもお力添えをいただく、これは大事なことだと思っています。

今のボランティアのポイント制度、これについてお話がありました。勉強させていただきましたが、今高橋議員のご指摘のとおりの内容ですが、繰り返させていただきますが、介護保険制度の枠組みの中で、地域支援事業交付金を活用しているということですし、介護予防事業の一環として、高齢者のボランティア活動を推進するという趣旨です。そしてまた、事業主体としては市町村であると、そしてボランティアとして登録した65歳以上の方が介護支援等を行った場合に、その活動実績をポイントとして評価してポイントに応じて換金、あるいは商品券等に交換できるという制度で、やっております市町村の例でいうと、一般的には1時間の活動で1ポイント100円相当、1年間の上限が50ポイントまでとなっているようでございます。

したがって、1年間一生懸命やっただいて上限が5,000円ということのようですけれども、これは群馬県が改めてその制度を県として支援するというので、県独自の制度として、ポイントを管理する通帳を県下で統一していると聞いておりますし、2番目として、さっき言った基準の65歳以上ではなくて、60歳以上の方でボランティアをやっている方にはポイントを差し上げると、それから、市町村の区域を越える、つまりよその市町村でやってもポイントを加える、そしてさっき上限が50ポイントと申しあげましたけれども、県のほうは50ポイント以上の分については、別途県のほうで評価して、ぐんまちゃんグッズと交換しているというような格好で、県としても力を入れているというふう聞いております。

この制度を現在行っているところが桐生市、伊勢崎、館林、千代田町が行っているというふう聞いております。そしてまた、来年度からは太田市と明和町が加わるというふう聞いています。したがって、こういう事例を見ていいことなので、ボランティアポイント制度どうかということで、今町はどう考えているかというご質問ですけれども、介護保険制度自体が平成27年から新たな制度で施行されて、徐々に各市町村とも現在の制度から移行していかなくてはならないというような状況でございます。これは29年度までに徐々に移行し、30年度からは全国一律に新たな制度で行われるということのようです。

したがって、この介護全般について新しい制度に動いていくということがございますので、その中で我がみなかみ町としては、地域の特徴、あるいはどういうところでどう

いう担い手がいらっしゃるといったようなことや、周辺市町村の動向等を見ながら多面的に検討していきたいと思っています。

役人的に言いまして一言でいうと、制度全般介護のことが変わってくるので、27年からすぐこの高齢者のボランティアポイント制度に取り組むということよりも、もうちょっと検討させていただいて、新しい介護保険全体の仕掛けの中でご指摘のような元気な方には積極的に介護に支援いただいて、生きがいにさせていただくといったようなことを考えるべきかと思っております。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） 2025年度には高齢者がピークを迎えると言われていています。その方たちを支える人の手も必要です。そこにポイント制度があれば大変励みになります。介護予防の観点から、高齢者が元気に健康生活を送れるための選択肢をできる限り用意するということは大変重要だと思います。その意味で、本当に高齢者が住みなれたまちで健康生活でできる対策をみんなで知恵を出し、施策することを課題に質問を終わらせていただきます。
- 以上です。

議長（河合生博君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

散 会

議長（河合生博君） あすは午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（13時40分 散会）